

北区財政白書

令和7（2025）年度決算

- 北区政の課題
- 普通会計決算による区財政の分析
- 地方公会計制度による区財政の分析



令和8年9月

東京都北区

- *本書の各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
- *増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。
- *原則として、表示単位未満を四捨五入し端数調整をしていないため、合計などと一致しない場合があります。

はじめに

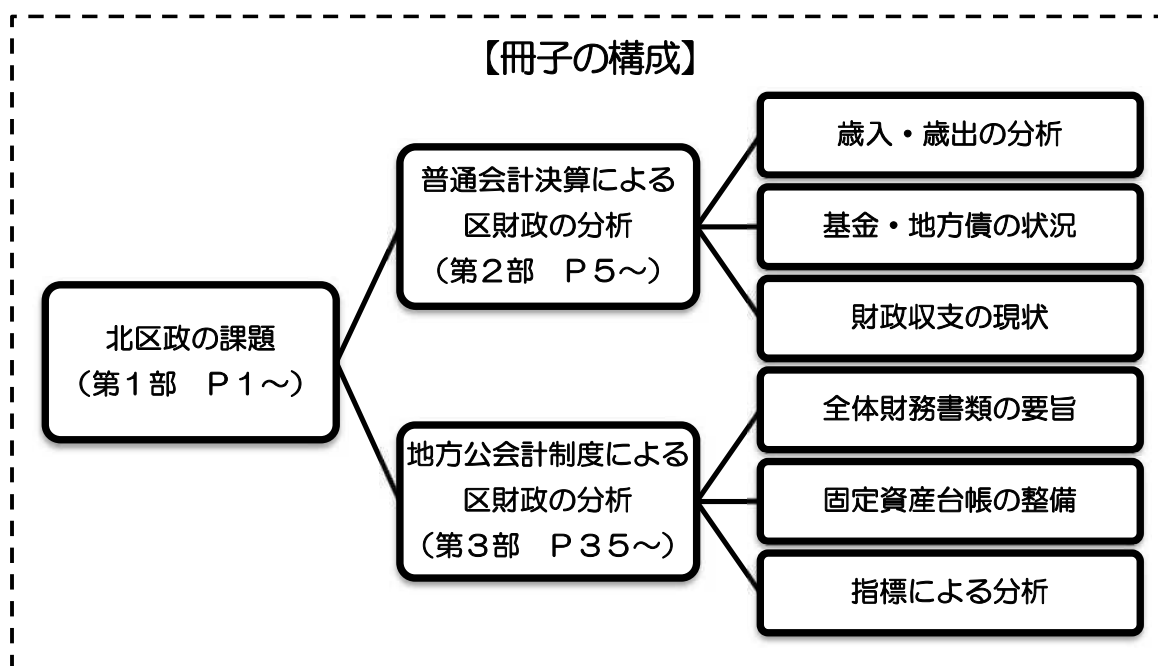
令和8年8月に発表された政府の月例経済報告では、景気判断を、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えるとしています。ただし、中東情勢や自然災害の影響による景気の下振れリスクが高まっているほか、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れを通じて個人消費に及ぼす影響なども、景気を下押しするリスクとなっており、今後の地方財政への影響が懸念されるところです。

令和8年度の北区においては、雇用・所得環境の改善や企業業績の堅調な推移等により、特別区税、特別区交付金など一般財源の一定の伸びを見込みました。その一方で、社会保障費の増大、建設コスト上昇による公共施設の老朽化対応や区有施設の整備、まちづくり事業実施への取組、原材料・エネルギー資源の高騰や労務単価の上昇に伴う予算への影響に留意しなければなりません。また、税制改正による区財政への影響にも注意が必要です。

こうした状況の下、今後も景気の動向を十分注視しながら、健全で持続可能な行財政運営を確立するために、行政改革など一層の取組を進めていく必要があります。

ここに、北区の財政状況及び今後の課題をわかりやすくご理解いただけるよう、令和7（2025）年度決算版財政白書を作成しました。本書では、令和7年度決算の内容を、一般会計から総務省の定める全国統一基準に置き換えた「普通会計」と、企業会計的手法を取り入れた地方公会計制度により作成する財務書類を用いて、様々な視点から分析を行い、解説します。

北区を取り巻く財政環境は予断を許さない状況にありますが、自立した基礎自治体として、「みんなで創る。北区新時代」を北区の基本姿勢とし、区民福祉の向上のために最善を尽くしてまいります。本書を通じて区財政の現況をご理解いただければ幸いです。



普通会計とは

北区の会計は、一般会計と特別会計（国民健康保険事業会計、介護保険会計及び後期高齢者医療会計）に区分経理されていますが、各地方公共団体の会計区分は一律ではありません。そこで、団体間の比較や時系列比較が可能となるように、総務省の定める統一的な方法（地方財政状況調査）により、一般行政部門の会計を「普通会計」として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。

この基準では、区立特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターなどの介護サービス事業に係る経費や、区営駐車場の運営経費については「公営企業会計」という別の会計に分類されるため、普通会計からは除かれます。また、満期一括償還地方債については、償還財源として減債基金に積み立てた時点で公債費として扱い、満期一括償還時には公債費としないこととされているなど、一般会計とは数値が異なります。

財政用語の解説

歳入	一般財源	特別区税や特別区交付金、地方消費税交付金など、使途が制約されず、自治体の自由裁量により、どのような経費にも使用できる財源です。
	特定財源	国庫支出金・都支出金など、使途が特定されている財源です。
	自主財源	特別区税や使用料・手数料、財産収入など、自治体が自らの権限により調達できる財源です。
	依存財源	特別区交付金や国庫支出金・都支出金、地方債など、国や都から交付されたり割り当てられたりする財源です。
歳出（目的別）	総務費	庁舎管理、徴税、選挙、情報システム管理などの区の運営全般に係る経費です。
	民生費	児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施などの施策の推進に要する経費です。
	衛生費	医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策や、一般廃棄物の収集・処理など、住民の日常生活に密着した諸施策の推進に要する経費です。
	商工費	商工業の振興、観光、企業誘致などに要する経費です。
	土木費	道路、公園などの整備や維持管理、都市計画に伴う開発に要する経費です。
	消防費	消防体制の維持や風水害対策等の災害防除などに要する経費です。
	教育費	教育委員会の運営、学校の管理、教育環境の整備などに要する経費です。
歳出（性質別）	義務的経費	法令の規定や経費の性質上、任意に削減することができない経費で、人件費、扶助費、公債費を合計したものです。
	人件費	職員の給与や退職金、議員や委員の報酬などの経費です。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費で、旅費、需用費、委託料などがこれにあたります。
	扶助費	生活保護法や児童福祉法等の法律や、自治体の独自事業により、生活困窮者、児童、高齢者などを援助するための経費です。
	公債費	地方債の償還に要する経費です。
	投資的経費	道路、公園、学校等の建設や大規模改修など、社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費や災害復旧事業費がこれにあたります。

目 次

第1部 北区政の課題	
「誰かひとりではなく、みんなが豊かさを 感じる事ができるあたたかな北区」に向けて	1
1 北区の人口構成	2
2 基本姿勢と7つの主要政策	3
第2部 普通会計決算による区財政の分析	5
第1章 区財政の現況	6
1 令和7年度普通会計決算の概要	6
2 歳入の分析	9
（1）一般財源と特定財源	9
（2）自主財源と依存財源	10
（3）特別区税	11
（4）都区財政調整制度	14
3 歳出の分析	17
（1）目的別歳出の推移	17
（2）性質別歳出の推移	18
（3）義務的経費の状況	19
（4）投資的経費の状況	22
4 財源の確保、的確な基金・地方債の運用をめざして	23
（1）基金の状況	23
（2）地方債の状況	25
第2章 財政収支の現状	26
1 経常収支比率の推移	26
2 実質収支比率、公債費負担比率の推移	27
3 財政健全化判断比率の状況	28
4 北区財務年表	29
コラム	30
1 国による不合理な税制改正（令和8年度税制改正）	30
2 ふるさと納税制度について	31
3 金利のある世界	32
4 予測困難な時代への対応（物価高騰等）	33
第3部 地方公会計制度による区財政の分析	35
第1章 地方公会計制度における財務書類	36
1 財務書類整備の目的	36
2 財務書類整備の効果	36
3 総務省方式改訂モデルから統一的な基準への変更	37

第2章 財務書類作成における基本的事項	38
1 北区の財務書類の対象範囲	38
2 北区の財務書類の作成方針	39
3 財務4表の概要・相互関係	41
第3章 全体財務書類の要旨	43
1 貸借対照表	43
2 行政コスト計算書	44
3 純資産変動計算書	45
4 資金収支計算書	46
第4章 固定資産台帳の整備	47
1 固定資産台帳整備の目的	47
2 固定資産の状況	48
第5章 指標による分析	49
1 資産形成度	49
(1) 区民一人当たりの資産額	49
(2) 歳入額対資産比率	49
(3) 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）	50
2 世代間公平性	51
(1) 純資産比率	51
(2) 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）	51
3 持続可能性（健全性）	52
(1) 区民一人当たりの負債額	52
(2) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）	52
4 効率性	53
(1) 区民一人当たりの行政コスト	53
(2) 区民一人当たりの人件費・物件費等	53
5 弾力性	54
行政コスト対税収等比率	54
6 自律性	54
受益者負担比率	54
参考資料	55
1 一般会計等財務書類	56
2 全体財務書類	68
3 連結財務書類	73
4 連結精算表	78
5 売却可能資産明細表	86

第1部

北区政の課題

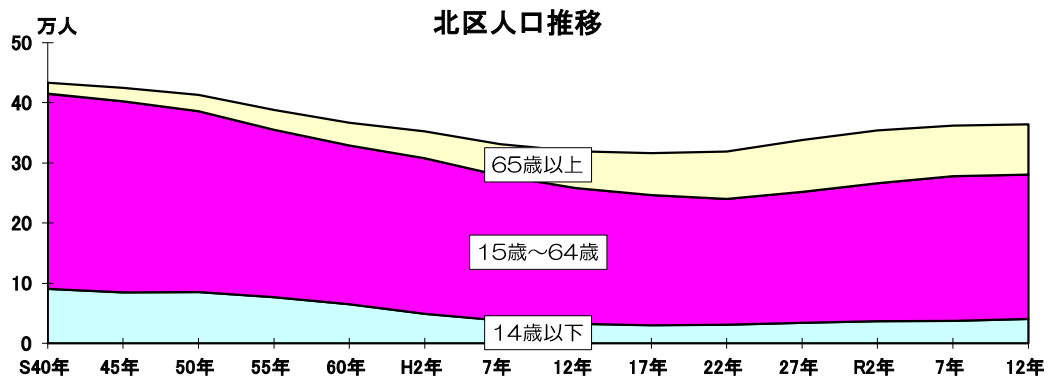
「誰かひとりではなく、みんなが豊かさを
感じることができるあたたかな北区」に向けて

1 北区の人口構成

5年に1度行われる国勢調査によれば、北区の総人口は、昭和40年の約45万2千人をピークに減少傾向が続き、平成12年には約32万7千人まで減少しましたが、平成17年に40年ぶりに増加に転じて以降、引き続き増加しています。

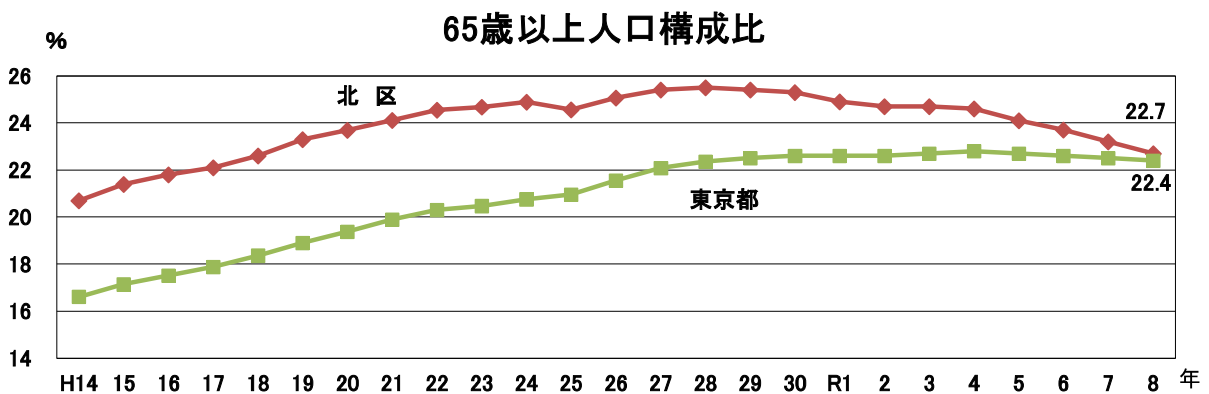
また、令和8年1月1日現在の住民基本台帳人口では、北区の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は22.7%で、23区で3番目に高くなっています。

住民基本台帳人口は、令和8年1月1日現在で36万7,432人となり、前年比で5,343人の増加となりました。世代別に見ると、年少人口（14歳以下）が190人の増、生産年齢人口（15～64歳）が5,729人の増、高齢者人口（65歳以上）が576人の減となっています。高齢化率は前年度から0.5ポイント低下しましたが、依然として東京都平均を上回る高い割合で推移しています。



※ 各年1月1日現在の住民基本台帳人口で、平成25年以降は外国人人口を含みます。

※ 令和12年は『北区行政資料集（令和8年9月発行）』による推計です。



※ 各年1月1日現在の住民基本台帳人口で、平成25年以降は外国人人口を含みます。

(参考) 国勢調査人口

平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
330,412人	335,544人	341,076人	355,213人	368,290人

2 基本姿勢と7つの主要政策

区政を取り巻く社会状況が大きく変化するなか、新たな時代に対応するため、「ともに つくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち北区」をめざすべき将来像とし、この将来像を達成するため、「北区基本計画 2024」を策定し、区が進むべき新たな方向性に向けて事業を推進しています。

令和7年度は、引き続き山積する課題の解決に取り組むとともに、税収増分は7つの主要政策を中心に区民サービス向上に資する新規事業の構築やレベルアップに積極的に振り向け、推進を図りました。また、物価高騰が続く中、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を最大限活用し、物価高騰対策を講じてきました。物価高騰が長期化するなかにあっても、「みんなで創る。北区新時代」を北区の基本姿勢とし、持続可能な行財政システムづくりのための改革を進めました。

ここでは、令和7年度に実施した主な事業を、「7つの主要政策」などに分類し、ご紹介します。

〇7つの主要政策などへの取組（令和7年度の主な事業）

1 区民サービスNo.1 の行財政改革	
区民の利便性向上 決算額 3,791 万 2 千円 パソコンやスマートフォンからの電子申請を可能とする行政手続の原則電子化を推進したほか、子どもの読書活動の後押しのため電子図書館を導入するとともに児童書の読み放題サービスを開始	デジタル技術の活用を加速化 決算額 5,446 万 8 千円 デジタル技術の活用を加速するため「北区 DX 推進計画 2025」を策定するとともに、ペーパーレスな働き方を実践するための環境整備や文章生成 AI の導入を拡大
2 子どもの幸せNo.1	
教育環境のさらなる充実 決算額 56 億 7,211 万 6 千円 区立学校の改築やリノベーション（長寿命化改修）事業を推進したほか、「常駐型」のスクールロイヤー制度を開始するとともに校内別室指導支援員を全中学校に配置し不登校対策支援を強化	妊娠・出産・子育て支援の推進 決算額 1 億 645 万 1 千円 産後ケアの充実を図るため新たにアウトリーチ型を導入したほか、助産師の児童館・子どもセンターへの派遣事業を開始。また、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルに対応するため、こども誰でも通園制度及び子育て応援モデル事業の実施園を拡充
3 つながる医療・福祉No.1	
健康づくりの推進 決算額 9,841 万円 新たに若年がん患者の在宅療養にかかる費用の助成を開始したほか、肺がん健診の受診率向上を図るため、特定健康診査等と同時に受診できる環境を整備。母子保健では特定不妊治療の助成を開始	人生 100 年時代における高齢者支援 決算額 6,812 万 3 千円 熱中症リスクの高い高齢者及び障害者への省エネエアコン購入助成を実施したほか、高齢者のデジタルデバイス対策としてスマートフォンの購入支援を実施

4 経済と環境の好循環を地域力で創出	
新たな中小企業支援と創業支援の充実 決算額 3,071 万 9 千円 赤羽イノベーション大学の開講による起業家支援を実施したほか、区内中小企業のデジタル化やDXを促進するための専門家による伴走型支援事業や事業継承を支援するための助成制度を開始	持続可能な環境共創都市への推進 決算額 5,749 万 1 千円 スポーツとして楽しみながら清掃を行うことができる「スポGOMI 大会 in 北区」を開催。北とびあ敷地内及び赤羽西口駅前広場に閉鎖型喫煙施設を整備
5 安全・安心No.1 の防災と北区強靱化	
災害対応力のさらなる強化 決算額 474 万 7 千円 関係機関などと連携した災害対策本部訓練を実施し災害対応力の強化を図ったほか、臨時災害FM放送局の実験試験局免許を取得し試験放送を実施。また、能登半島地震の教訓を踏まえ感震ブレーカーの配布・取付支援の対象を拡大	地域の防災力・防犯力強化 決算額 1 億 4,608 万 4 千円 防災の基本情報や避難所の開設・運営などの動画を制作し普及啓発に努めるとともに、新たに防災士資格取得助成を開始。闇バイト防止のための啓発事業を実施するとともに、個人宅向けに防犯機器などの購入・設置への補助を実施
6 100 年先を見据えたまちづくり！	
魅力ある公園整備の推進 決算額 3 億 7,891 万円 神谷公園や名主の滝公園の整備を進めたほか、誰もが楽しめる遊具への更新や老朽化したトイレの建替えなど、計画的な改修を実施	安全・安心なまちづくりの推進 決算額 1 億 2,720 万 3 千円 「地域公共交通計画」の改定に着手したほか、赤羽西地域における地域公共交通導入の検討を推進。安全安心まちづくりを推進するため、私道防犯灯工事補助を実施
7 文化・芸術・スポーツを区民目線で活性化！	
北区ゆかりの文化資源の活用と発信 決算額 2 億 8,887 万 4 千円 芥川龍之介記念館の開設に向けた整備及びクラウドファンディングを実施したほか、飛鳥山公園内の日本史上も重要な史跡である茶室「無心庵」の再興に向け、庭園エリア整備の検討を開始	トップアスリートのまち・北区の推進 決算額 1,858 万 1 千円 「北区スポーツ推進計画」を策定するとともに、東京2025デフリンピックにおける機運醸成事業などを実施
物価高騰対策（地方創生臨時交付金活用事業）	
区民生活への支援 決算額 32 億 5,321 万円 住民税非課税世帯等への給付金の支給のほか、プレミアム付きデジタル商品券の追加発行、さらに、全区民に対し5千円の区民生活支援金を給付するなど、積極的に区民生活を支援	福祉施設等への支援 決算額 1 億 4,263 万円 特にエネルギーコストの上昇、食材費高騰等の影響を大きく受けている福祉施設、医療機関、公衆浴場などに対する支援を実施
その他	
森林環境譲与税の活用 決算額 4,256 万円 森林環境譲与税を活用し、谷端小学校の内装材などの木材利用、森林整備体験を通じた環境学習事業及びカーボンオフセット事業を実施	応援サポーター基金の活用 決算額 100 万円 北区応援サポーター寄附制度における寄附金を原資とした応援サポーター基金を活用し、防災普及啓発の動画作成を実施

第2部

普通会計決算による 区財政の分析

第1章 区財政の現況

1 令和7年度普通会計決算の概要

北区における令和7年度普通会計決算は、歳入では、雇用・所得環境の改善、企業業績の堅調な推移、それに伴う所得の増加等により、特別区税や特別区交付金が増加するとともに、国庫支出金や都支出金の増などにより歳入総額が増加しました。

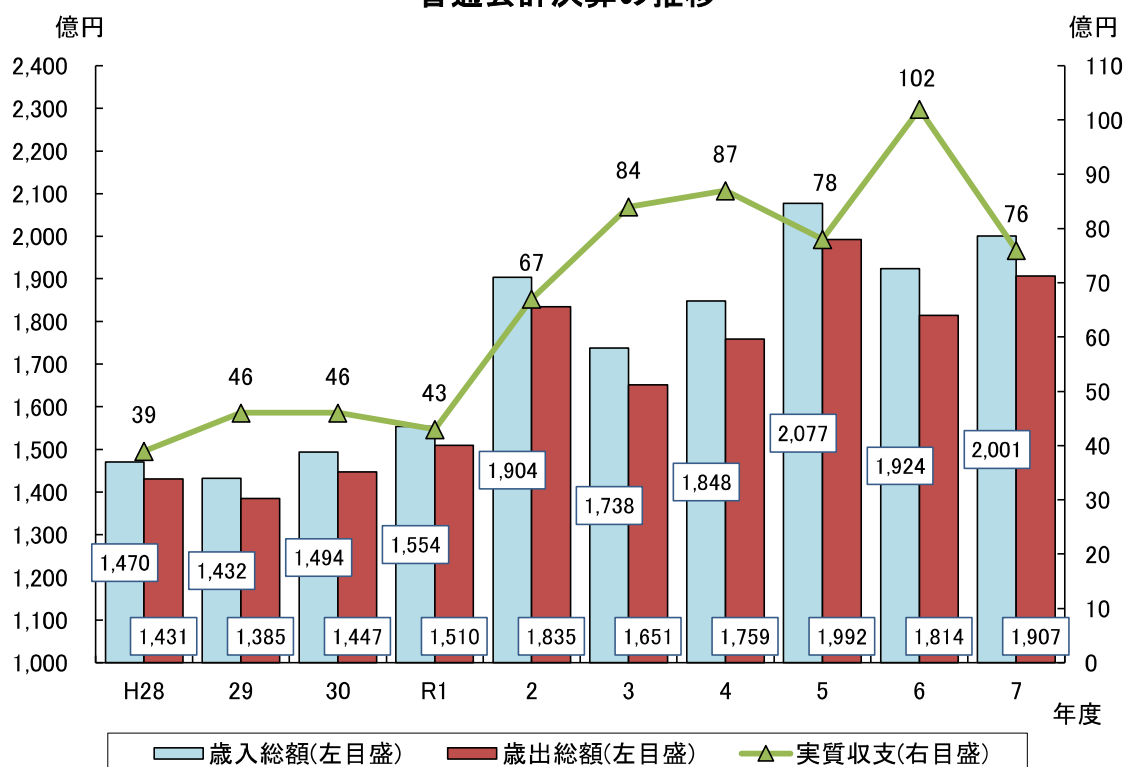
また、歳出では、十条駅西口市街地再開発促進事業費等の投資的経費が減少しましたが、物価高対応子育て応援手当の支給、区民生活支援金の支給等の物価高騰対策を実施したほか、給与改定に伴う人件費の増等により義務的経費が増加し、歳入歳出とともに過去2番目の決算規模となりました。

決算収支は、形式収支で93億9,087万円の黒字となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、76億3,637万2千円の黒字となりました。

(単位：千円、%)

区分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
歳入総額 (A)	200,064,314	192,393,072	7,671,242	4.0
歳出総額 (B)	190,673,444	181,401,305	9,272,139	5.1
形式収支 (A-B=C)	9,390,870	10,991,767	△1,600,897	△14.6
翌年度に繰り越すべき財源 (D)	1,754,498	793,638	960,860	121.1
実質収支 (C-D=E)	7,636,372	10,198,129	△2,561,757	△25.1

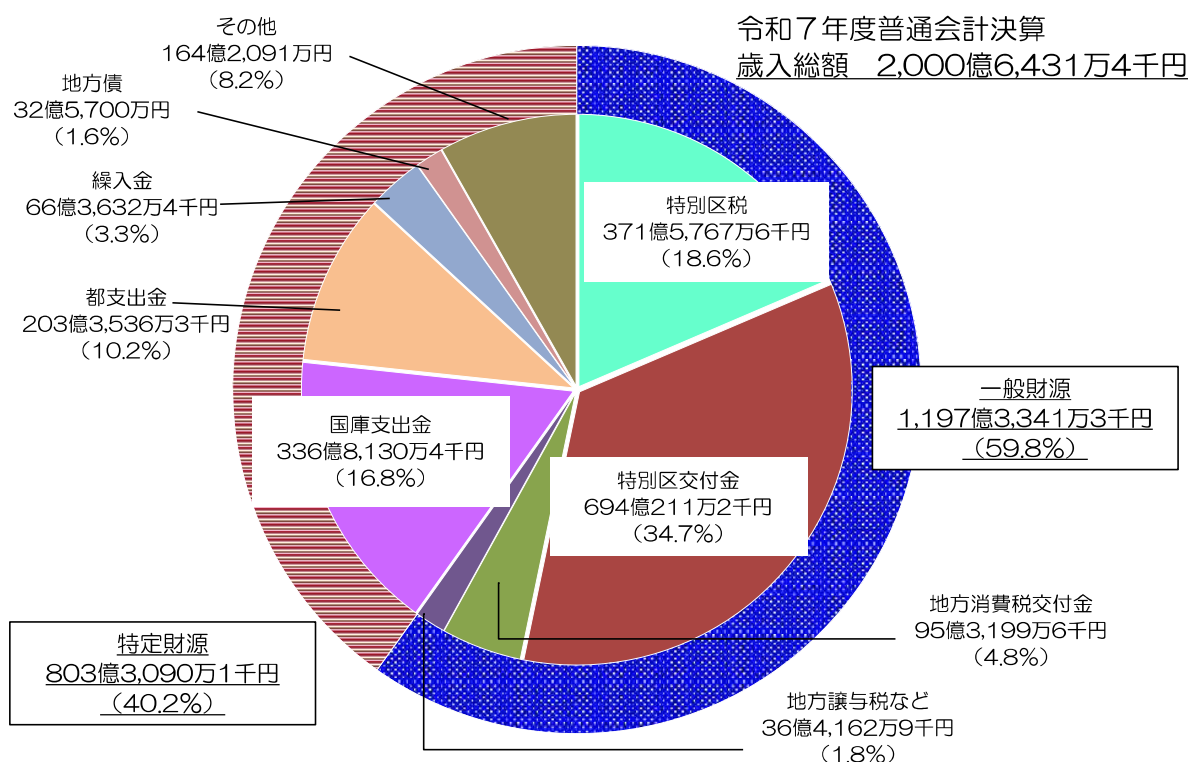
普通会計決算の推移



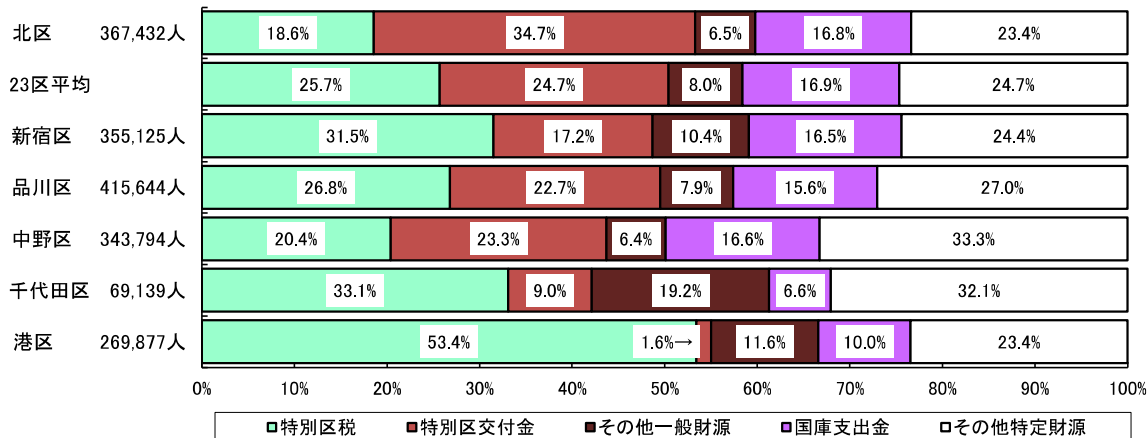
○歳入の概要

特別区税や特別区交付金等の一般財源が増加した一方、まちづくり基金繰入金の減少などにより特定財源は減少しました。歳入の中で最も割合の高いものは特別区交付金の34.7%で、同じく一般財源である特別区税の18.6%と合わせて全体の約5割を占めています。

23区平均と比較すると、特別区税の割合が低く、特別区交付金に対する依存度が高いことがわかります。同程度の人口規模の新宿区や品川区、中野区と比較した場合、歳入構成の違いが見てとれます。千代田区や港区のような都心区と比較した場合には、その違いがさらに明確になります。



令和7年度普通会計決算(歳入)の構成比



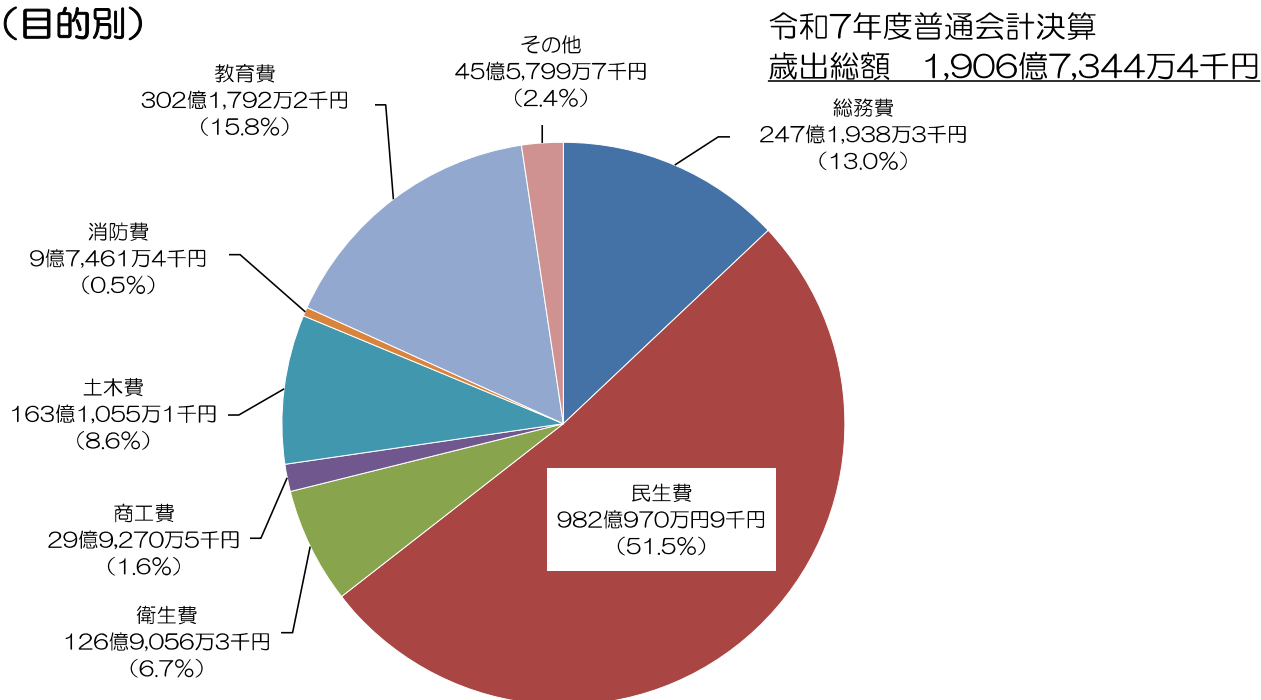
※ 区名の横にある人数は各区の令和8年1月1日現在の総人口（住民基本台帳人口）です。

○歳出の概要

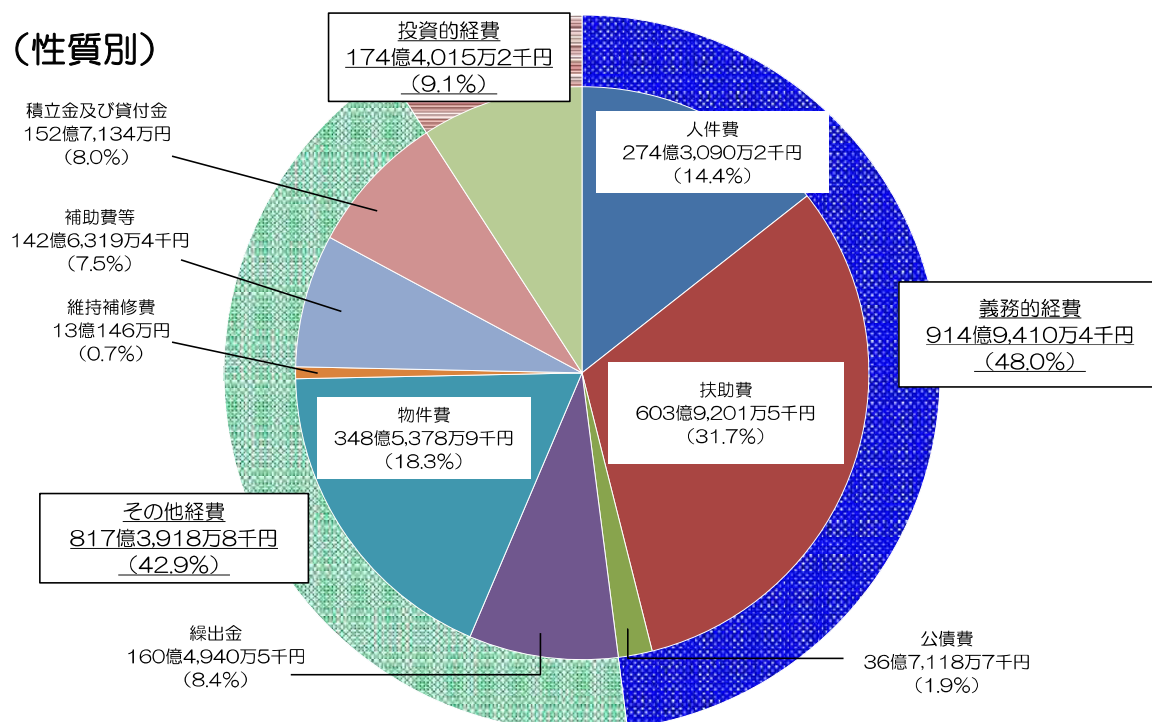
歳出を目的別に見ると、最も割合の高いものは、福祉施策に要する経費である民生費で、全体の約5割を占める構成比になっています。

性質別に見ると、投資的経費は十条駅西口市街地再開発促進事業費の皆減などにより、前年度から3.4ポイント低下し、9.1%となりました。義務的経費は人件費、扶助費等が増加しましたが、区民生活支援金の支給などにより補助費等（その他経費）が大きく増加したため、前年度から0.7ポイント低下し、48.0%となりました。なお、実質的な義務的経費である、医療・介護保険などに係る特別会計への繰出金を加えると、56.4%になります。

（目的別）



（性質別）

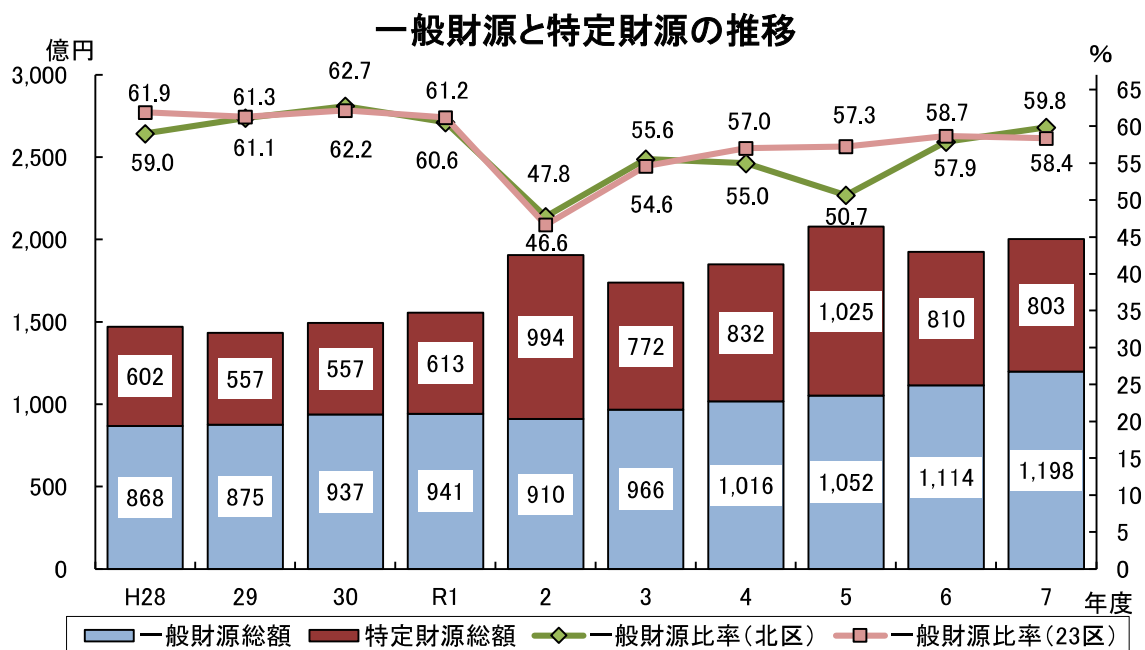


2 歳入の分析

(1) 一般財源と特定財源

令和7年度の歳入総額のうち一般財源が占める割合は、まちづくり基金繰入金の減少等により特定財源が減少したことに加えて、特別区税や特別区交付金などが増額したことにより、一般財源が増加し、59.8%に上昇しました。23区平均よりも高い水準となっています。

一般財源の割合が高いほど、円滑な財政運営が可能となり、多様な行政需要に柔軟に対応できることから、一般財源の確保に努めていく必要があります。



歳入を用途の制約から分類した場合、「一般財源」と「特定財源」に分けられます。

令和7年度決算では、特別区税や特別区交付金などが増加したことから、一般財源は84億円の増となりました。また、特定財源は、物価高対応子育て応援手当支給事業などの国庫支出金が増加した一方で、繰入金や財産収入が減少したことにより、7億円の減少となりました。その結果、一般財源比率は1.9ポイント上昇し、59.8%となりました。23区の平均である58.4%と比較すると、一般財源の割合が高くなっています。

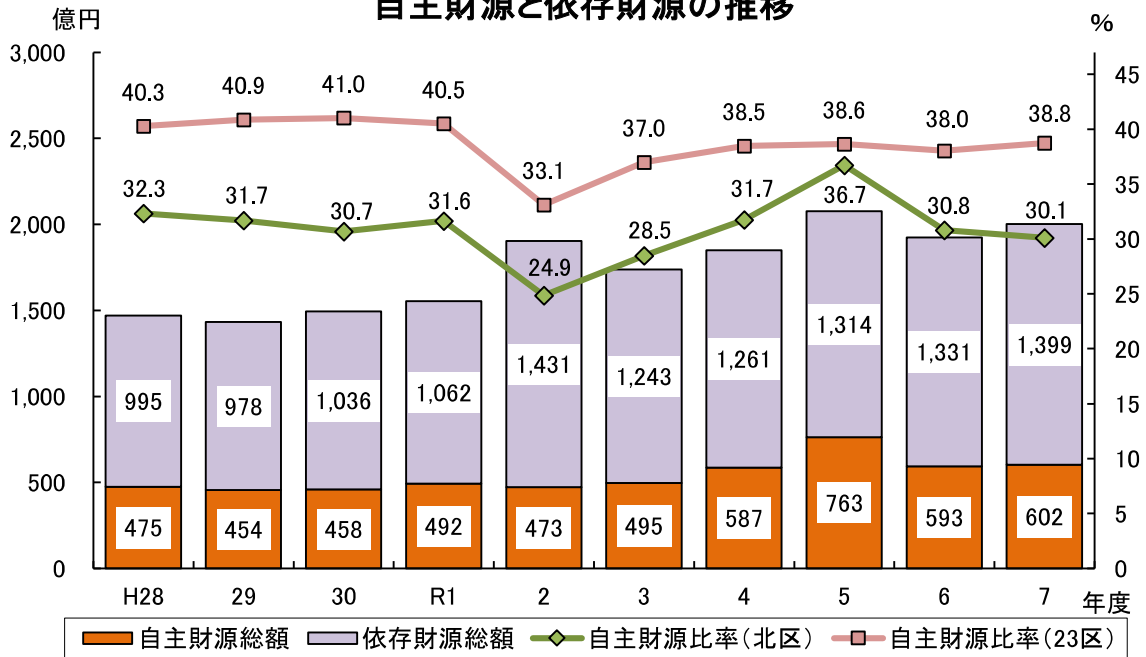
※ 一般財源：用途が制約されず、自治体の自由裁量により使用できるもの
特別区税、特別区交付金、地方消費税交付金など各種交付金の合計額

※ 特定財源：用途が特定されているもの
国・都支出金、繰入金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入の合計額

(2) 自主財源と依存財源

令和7年度の歳入総額のうち自主財源が占める割合は、0.7ポイント低下し30.1%となり、23区平均よりも低い水準となっています。自主財源の割合が高いほど、財政運営の自主性と安定性が高まることから、自主財源の確保に取り組んでいく必要があります。

自主財源と依存財源の推移



歳入を収入源から分類した場合、「自主財源」と「依存財源」に分けられます。

令和7年度決算では、繰入金が減少した一方で、特別区税や繰越金が増加し、自主財源は9億円の増となりました。依存財源は、特別区交付金や国庫支出金などが増加し、68億円の増となりました。その結果、自主財源比率は0.7ポイント低下し、30.1%となりました。23区の平均である38.8%と比較すると、自主財源の割合が低くなっています。

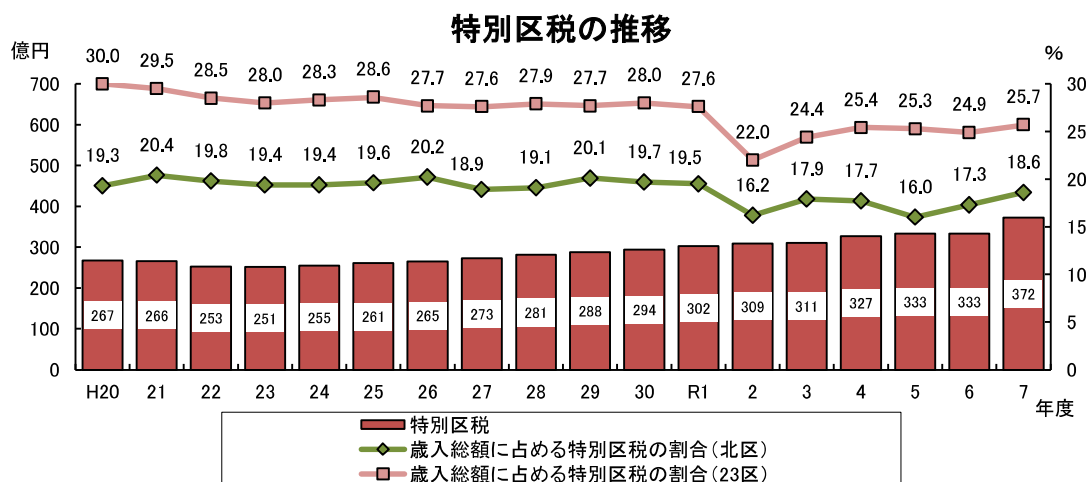
※ 自主財源：自治体が自らの権限により調達できるもの
特別区税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入、繰入金の合計額

※ 依存財源：収入源を国や都などに依存しているもの
特別区交付金、国・都支出金、地方債、地方消費税交付金など各種交付金の合計額

(3) 特別区税

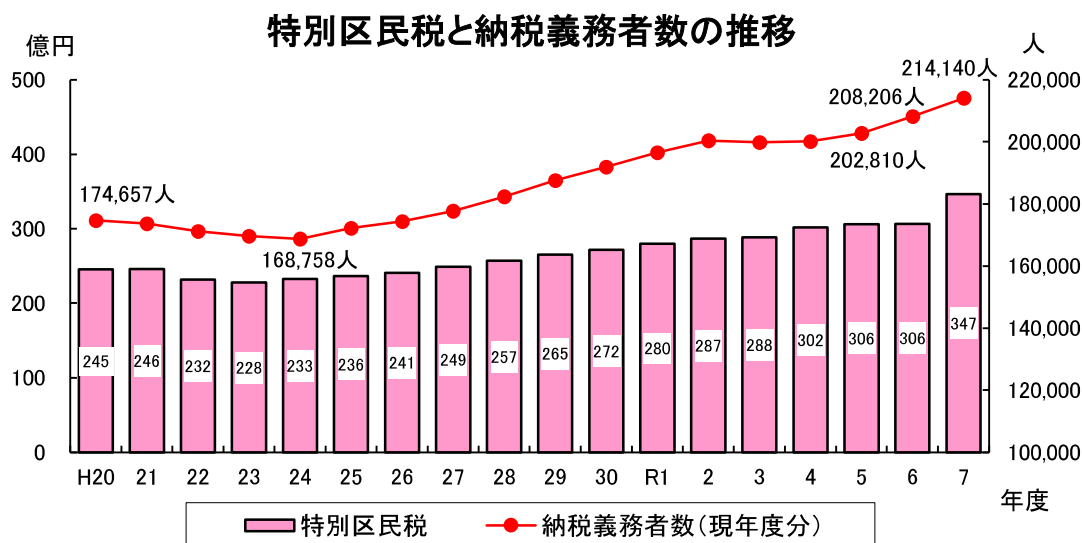
区の歳入の根幹をなす特別区税は、リーマンショックなどにより平成 21 年度以降は 3 年連続で減収となりましたが、平成 24 年度以降は緩やかな景気回復や納税義務者数の増加を受け、増収が続いています。当面は人口増加に伴い、一定の税収確保が期待できますが、少子高齢化が進展する現状を考えると、長期的な税収の伸びを期待することは難しい状況にあります。

また、特別区民税の収納率は区の一般財源に大きく影響するため、財源確保及び公平性の観点から、収納対策を一層充実し、更なる向上を図る必要があります。



○特別区民税の現状

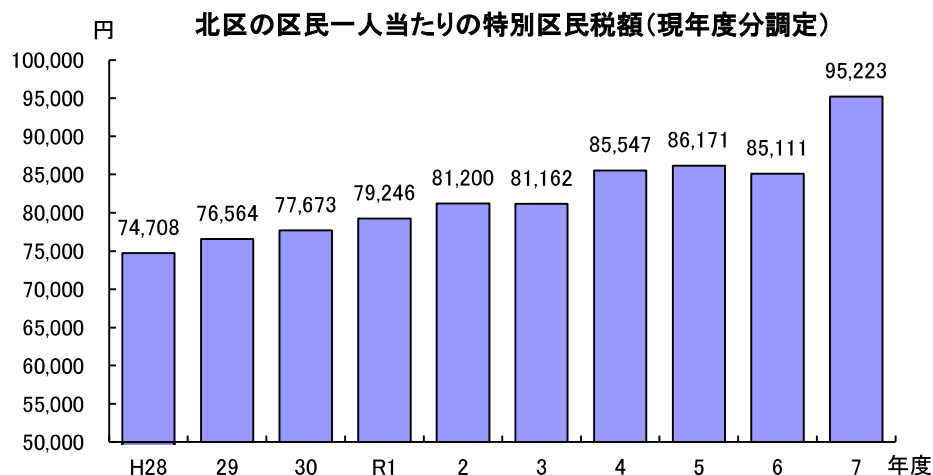
特別区民税は、三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止などにより、平成 21 年度まで増収傾向が続いていました。平成 22 年度・平成 23 年度は景気の悪化などにより減収となりましたが、平成 24 年度以降は緩やかな景気回復や納税義務者数の増加を受け、増収が続いています。令和 7 年度は、納税義務者数の増加や雇用・所得環境の改善などにより、特別区民税は 14 年連続の増加となり、過去最大となっています。



○区民一人当たりの特別区民税額

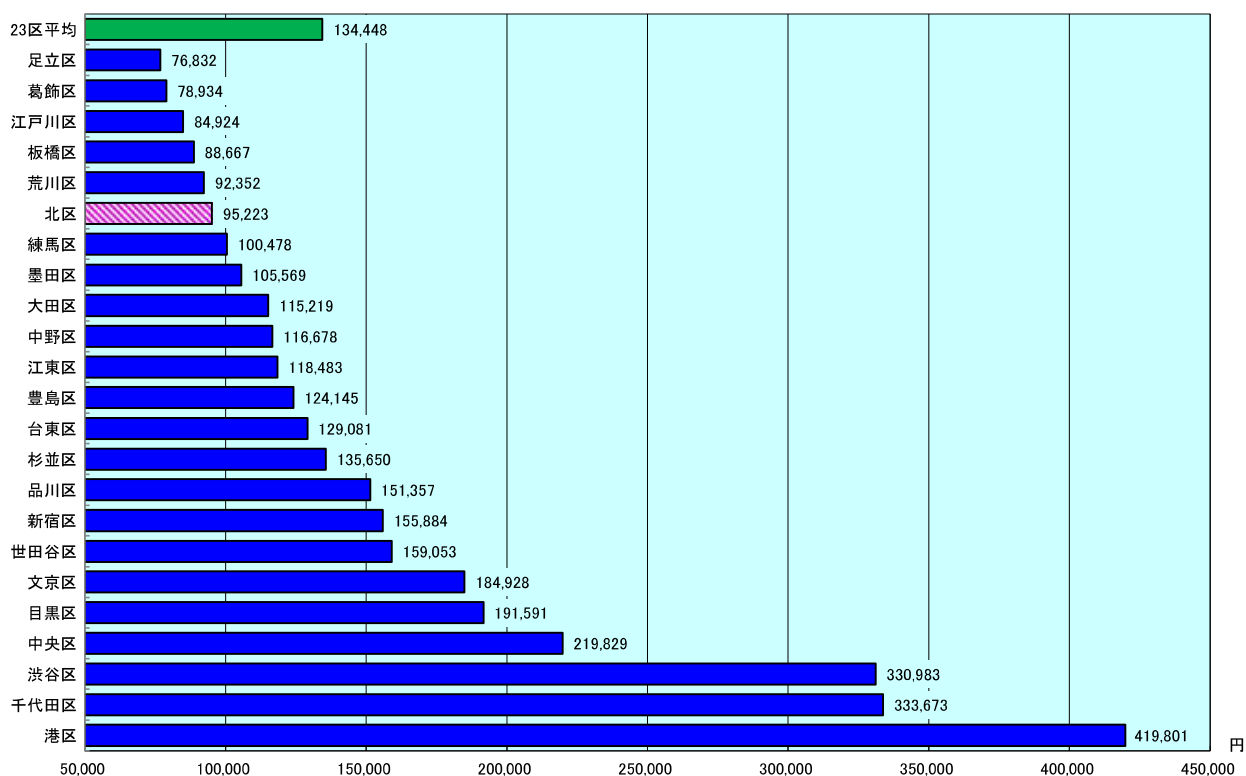
令和7年度現年度分調定額をもとに、区民一人当たりの特別区民税額を23区で比較すると、北区は18番目と低い水準になっています。

なお、最も多いのは港区で、北区の約4.4倍です。



※ 人口は前年度の1月1日を基準とし、外国人人口を含みます。

区民一人当たりの特別区民税額(令和7年度決算現年度分調定)



○特別区民税、国民健康保険料などの主な未収入状況(令和7年度) (単位：千円)

	特別区民税	国民健康保険料	保育料(区立)	区営住宅使用料
収入未済額	468,190	1,300,404	7,198	8,088
収入未済率	1.3%	12.7%	3.8%	4.0%

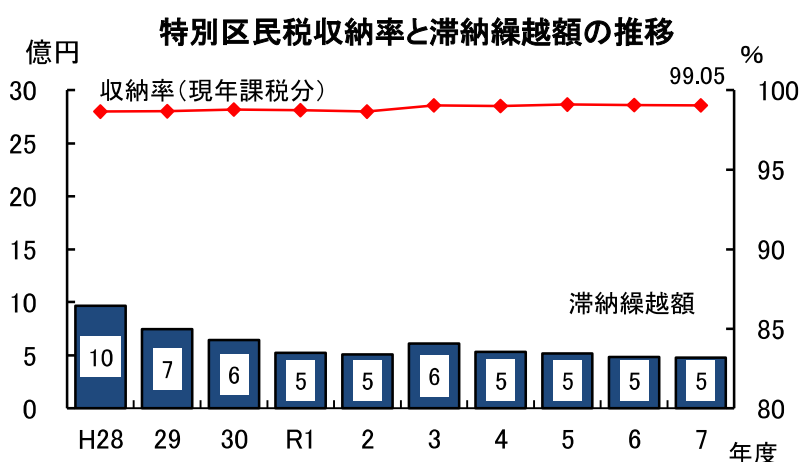
○特別区民税収納率の推移

特別区民税の現年課税分の収納率は、平成 22 年度以降上昇傾向にあり、令和 7 年度は前年度と比較して、ほぼ横ばいとなりました。

特別区民税の滞納繰越額は、休日納付相談や納付案内センターの充実等の収納対策の強化により、平成 24 年度から減少を続けており、令和 3 年度に新型コロナウイルス感染症などに係る徴収猶予の特例の影響を受けて一時的に増加したものの、令和 4 年度から再び減少に転じました。

(単位：%)

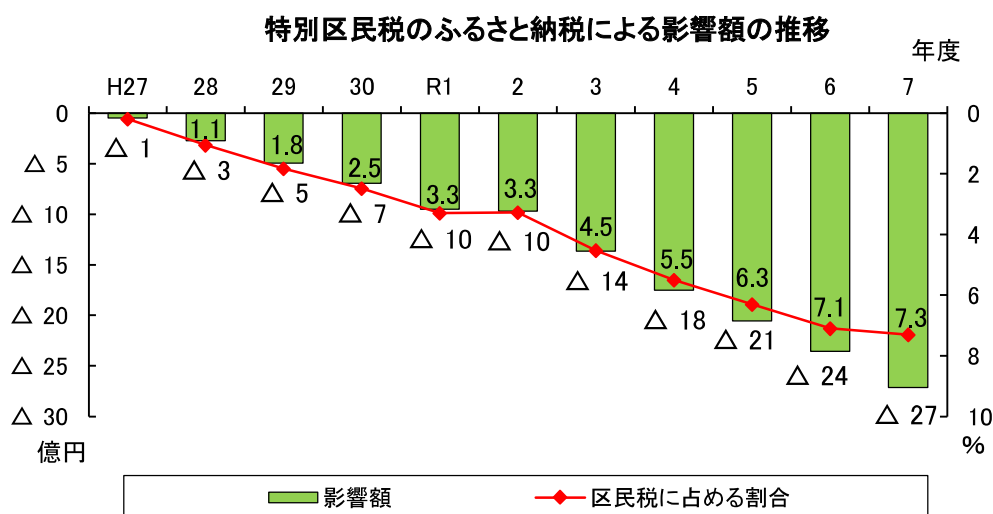
年 度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
現年課税	98.67	98.68	98.80	98.76	98.66	99.04	99.01	99.10	99.07	99.05
滞納繰越	47.64	46.37	50.51	53.59	46.02	50.98	51.17	52.30	55.38	61.06



○特別区民税のふるさと納税による影響額の推移

ふるさと納税は、自治体へ寄附することにより、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される制度です。

令和 7 年度の特別区民税からの控除額は 27 億円となり、前年度から 3 億円増加しました。この控除額は特別区民税額の 7.3% 分の減収に相当し、看過できない影響を及ぼしています。



(4) 都区財政調整制度

東京都と特別区との間には、「都区制度」という大都市制度が適用され、行政上の特例やそれに伴う税制上の特例が地方自治法、地方税法等に定められています。都区財政調整は、都区制度の適用を前提とした都と特別区及び特別区相互間の財源を調整する制度です。都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、また特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区交付金が都から交付されています。

○都区財政調整制度の仕組み

標準的な施策に要する経費を積算した需要額（基準財政需要額）と、標準的な収入額（基準財政収入額）を比べ、需要額が収入額を上回る場合、財源不足額が交付される仕組みです。その財源は、調整税等に一定割合（調整率＝特別区への配分割合）を乗じた額となります。調整税（市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税）は本来、市町村税ですが、特別区では都が賦課徴収しており、都と特別区の共有財源となります。

平成12年4月から都区制度改革による新たな都区財政調整制度がスタートし、昭和51年度以降44%に固定されていた調整率が清掃事業の移管等により52%に変更となり、さらに平成19年度より三位一体改革の影響に係る配分率の変更等で55%となりました。

令和2年度からは、都区の共有財源に法人事業税交付対象額などが加わったほか、3区（世田谷区、江戸川区、荒川区）での児童相談所設置に伴い、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な対応として、調整率が55.1%となり、さらに令和4年度以降も協議を継続し、令和7年度よりこれまでの検討経緯や協議における議論の結果、56%となりました。このうち、94%が普通交付金、6%が特別交付金として特別区へ交付されます。



【特別区長会事務局作成資料から抜粋】

○都区財政調整協議における今後の課題

平成12年の都区制度改革によって、都区財政調整制度は特別区の自主性及び自律性を高める観点から見直しが行われ、法律上の財源保障制度として明確に位置づけられました。しかしながら、毎年度の都区財政調整に関する協議においては、特別区相互間で自主・自律的に調整を行った結果が十分に反映されないなど、改革の趣旨に沿った運用がなされていない状況にあります。自主・自律的な区間調整の実現と、各区の自主性が担保される算定方法に改めていくために、都区双方の真摯な協議を進めていく必要があります。

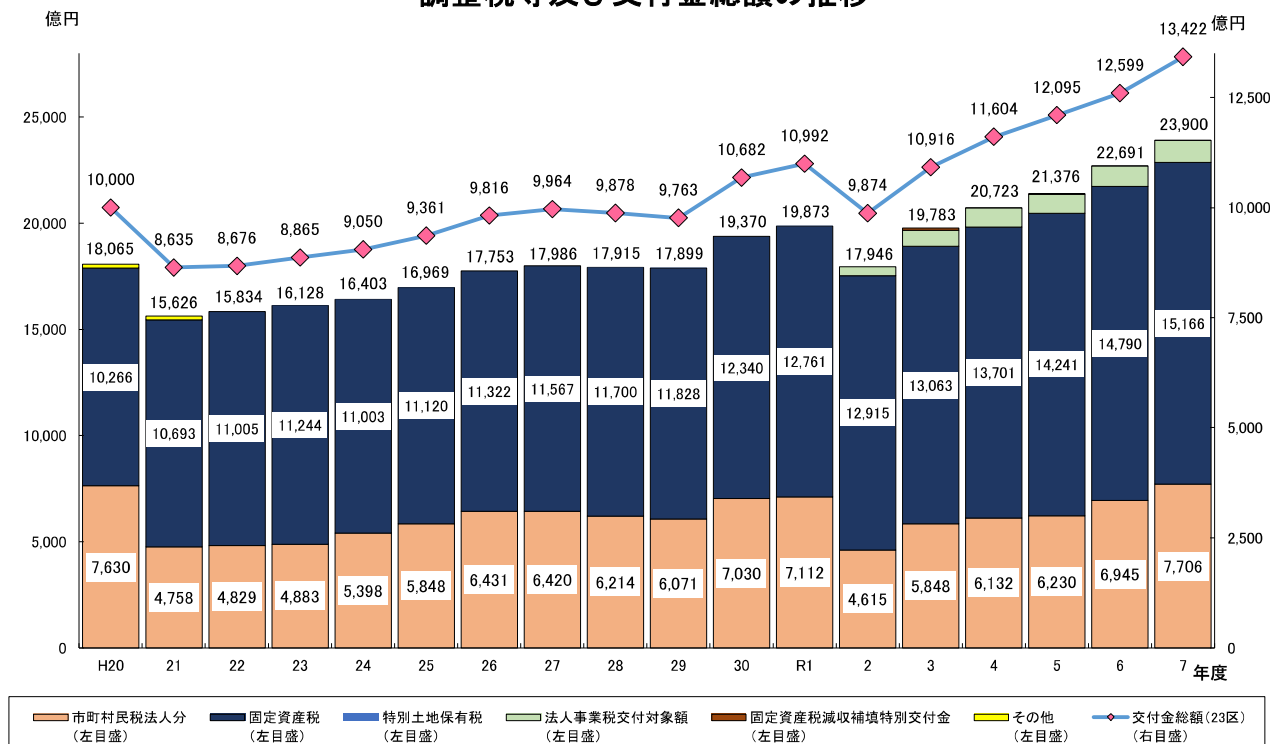
(主な検討項目)

特別交付金のあり方	特別交付金の割合が6%に変更となったことを踏まえ、透明性、公平性を高めるよう、算定ルールの見直しを検討する。
都市計画交付金のあり方	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう規模を拡大するとともに、交付率の撤廃・改善等の抜本的な見直しを検討する。
区間配分に関する事項	現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。

○調整税等及び特別区における交付金総額の推移

令和7年度の交付金の総額は、市町村民税法人分や固定資産税等が増加し、前年度から823億円の増となり、過去最大の交付額となりました。一方、令和8年度は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等先行きのリスクを抱え、交付金の確保が不透明な状況です。

調整税等及び交付金総額の推移

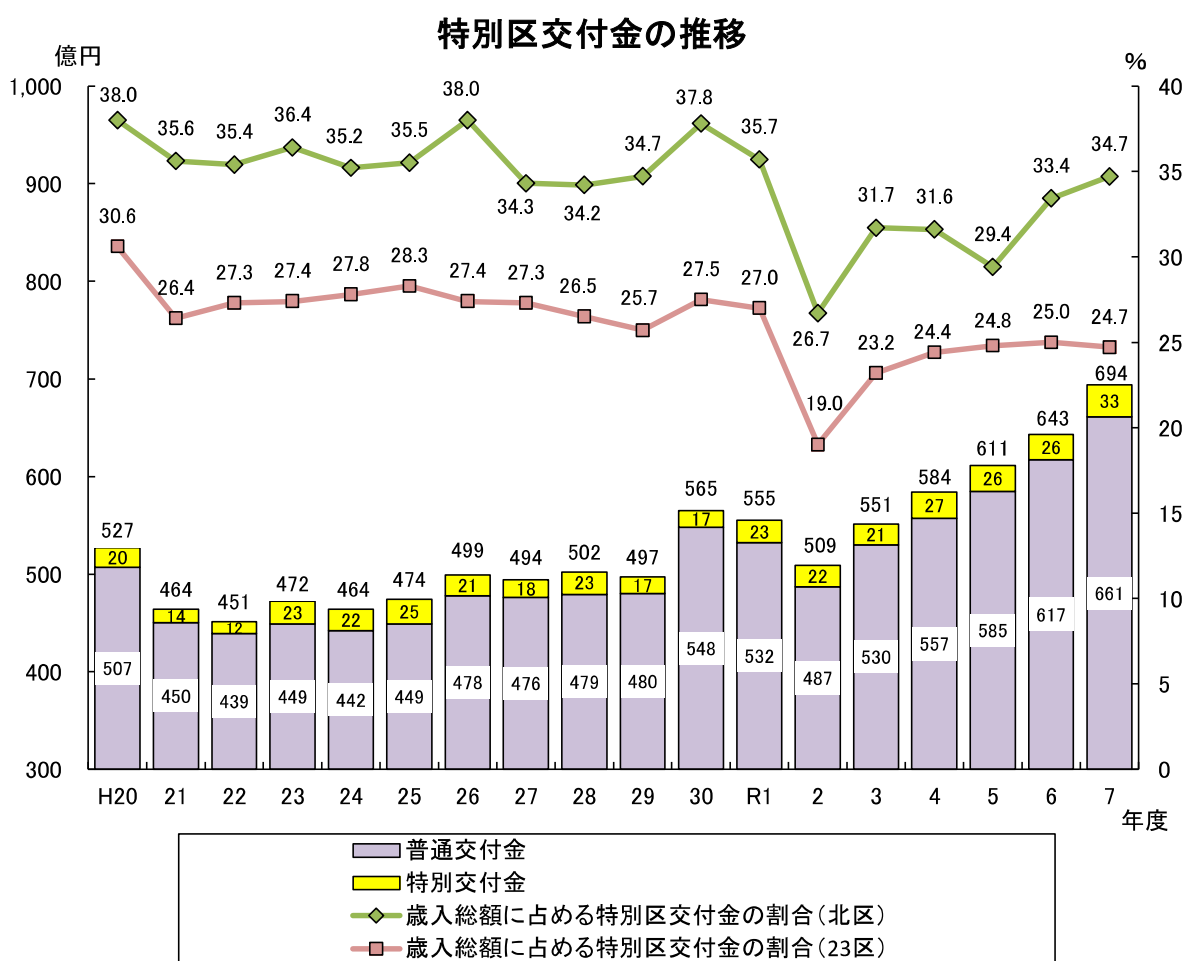


※ 調整税等のうち、特別土地保有税は構成比が低いいため、グラフに表示されません。

○北区における特別区交付金の推移

北区は特別区交付金に対する依存度が高く、交付金の増減は財政運営に大きな影響を及ぼします。交付金の主な財源である市町村民税法人分は景気変動の影響を受けやすいため、景気の動向などに注意する必要があります。

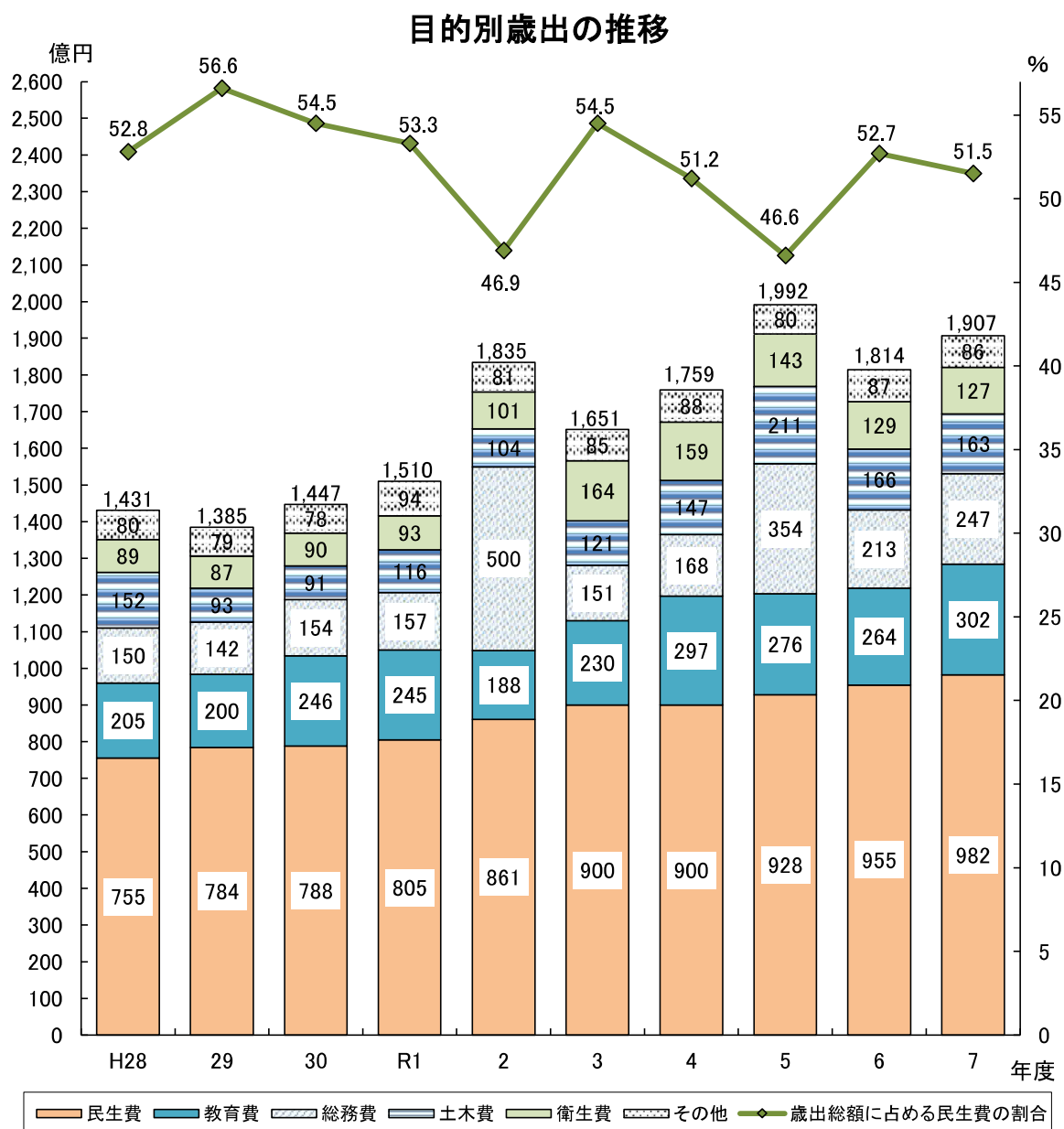
令和7年度は、企業業績の堅調な推移等により、市町村民税法人分などが増加したことから、前年度から51億円の増となり、過去最大の交付額となりました。また、歳入総額に占める特別区交付金の割合は、前年度から1.3ポイント上昇し、34.7%となり、23区全体と比べて高い水準となっています。



3 歳出の分析

(1) 目的別歳出の推移

民生費は、物価高対応子育て応援手当の支給等により、引き続き増加した一方で、教育費の学校改築等基金への積立金の増や、総務費の区民生活支援金事業の実施などにより、歳出総額が増加し、歳出総額に占める民生費の割合は、前年度から1.2ポイント低下し、51.5%となりました。

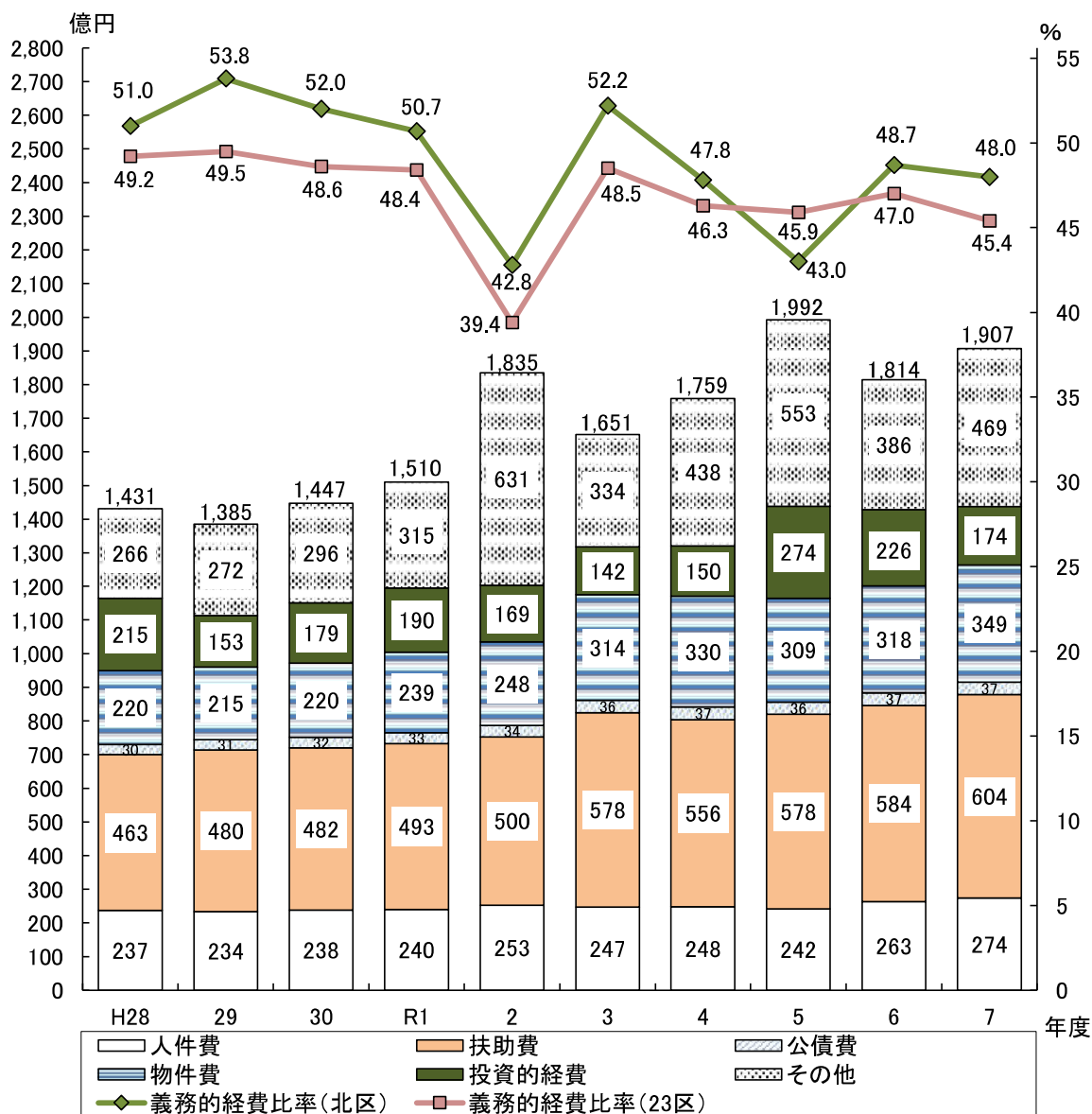


民生費は、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業費が減少したものの、物価高対応子育て応援手当の支給などにより、前年度から27億円増加し、982億円となりました。教育費は、学校改築等基金への積立金の増などにより、前年度から38億円増加し、302億円となりました。総務費は、区民生活支援金事業の実施などにより、前年度から34億円増加し、247億円となりました。

(2) 性質別歳出の推移

歳出総額に占める義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の割合は、学校改築等基金などへの積立金（その他）が大幅に増加したため、前年度から0.7ポイント低下し、48.0%となりました。義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源の余裕がなくなるため、財政構造が硬直化し、財政の弾力性が失われます。

性質別歳出の推移

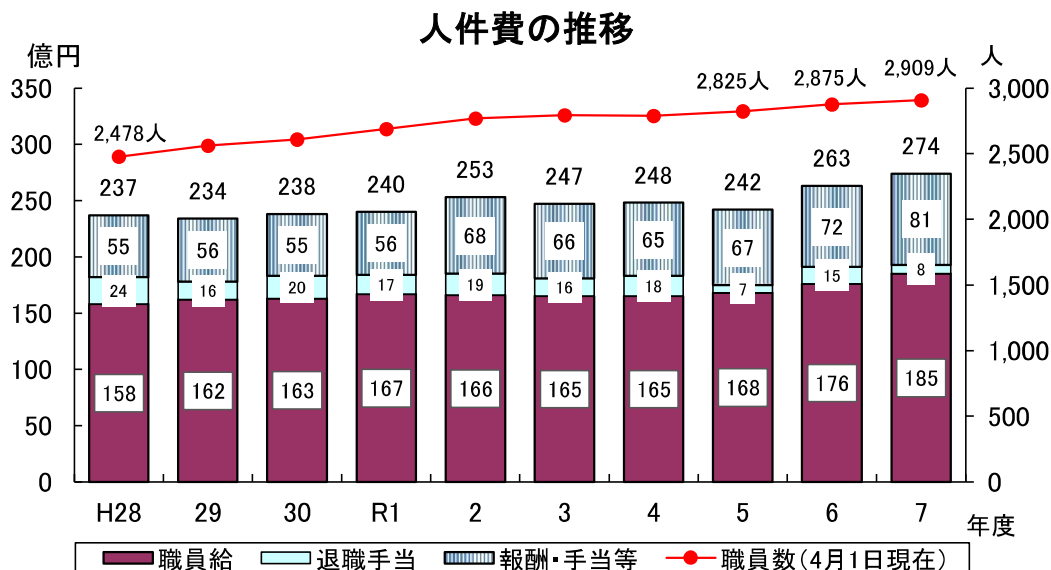


歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成22年度以降はおおむね5割を上回っていましたが、令和7年度決算では48.0%となりました。前年度と比較すると、義務的経費は扶助費の増等により31億円増加している一方、学校改築等基金などへの積立金（その他）が83億円増加したため、相対的に歳出総額に占める割合は0.7ポイント低下しました。

(3) 義務的経費の状況

①人件費

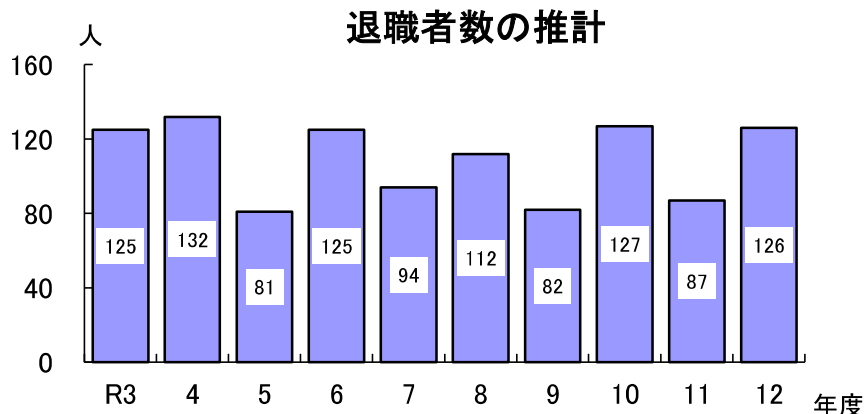
人件費は、定年退職者が発生しない年度となったものの、特別区人事委員会勧告による給与改定に伴う職員給与費等の大幅な増などに伴い、前年度から 11 億円の増となりました。一方、職員数は、児童相談所開設準備等の業務増などにより、前年度から 34 人の増となっています。



令和7年4月1日現在の職員数は 2,909 人、平均年齢は 39.5 歳で、普通会計における人件費の令和7年度決算は 274 億円となりました。

また、令和8年4月1日現在の職員数は、教育 DX 推進課の新設等により、前年度から 80 人増加し 2,989 人となり、平均年齢は 39.4 歳となりました。

なお、地方公務員法の改正に伴い、令和5年度から定年が 61 歳に引き上げられ、それ以降 2 年ごとに 65 歳まで段階的に引き上げられます。定年の引上げに伴い、令和5年度以降は定年退職者が 2 年に 1 度発生することから、退職者数が隔年で大きく変動する見込みです。



※ 令和7年度以前は実績、令和8年度以降は令和8年4月1日の職員構成に基づき、勧奨退職等の発生数（過去5年の平均値）を加算して推計しています。

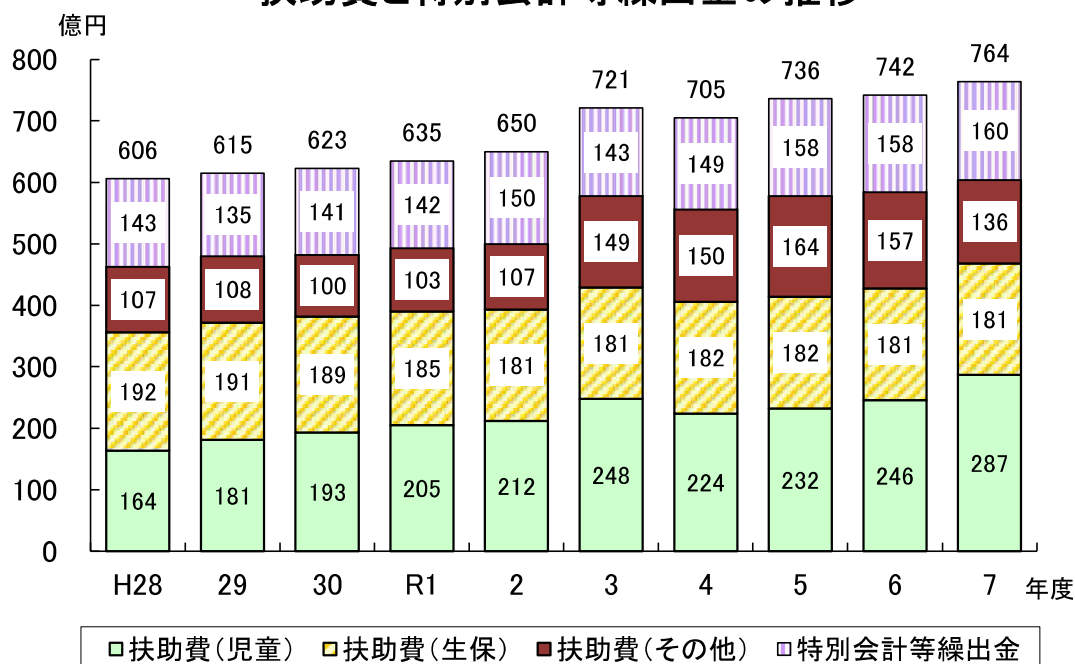
②扶助費及び特別会計等繰出金

扶助費は、児童手当経費の増、物価高対応子育て応援手当の支給などにより、前年度から 20 億円の増となりました。

近年は、区民福祉向上に伴い、児童福祉及び障害者福祉において 1 人当たりにかかる扶助費が増加傾向にあります。

また、23 区平均を上回る高齢化の影響等により、扶助費に特別会計などに対する繰出金を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状態にあり、財政圧迫の要因のひとつとなっています。

扶助費と特別会計等繰出金の推移

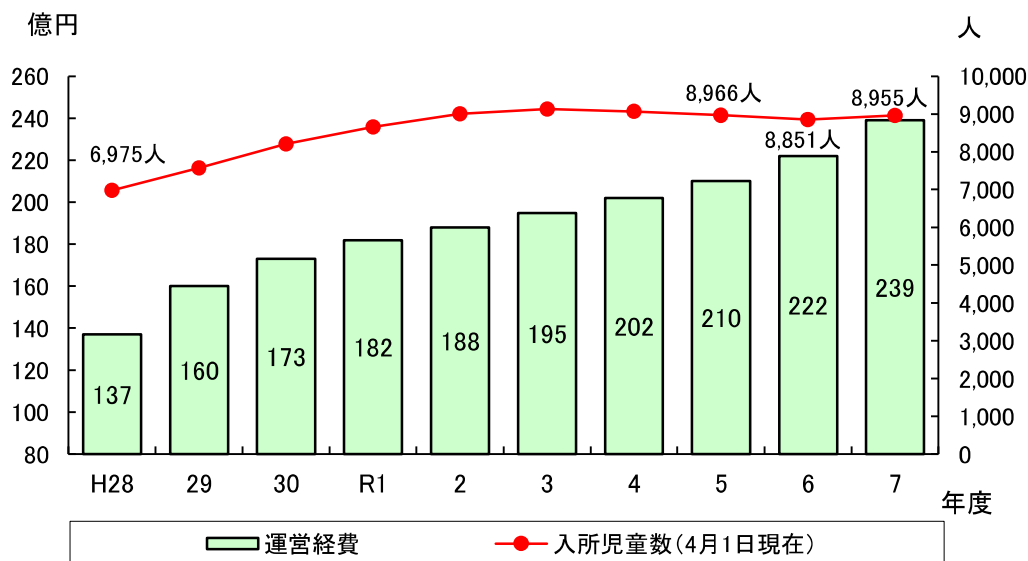


扶助費は、23 区平均を上回る高齢化の影響などにより、増加傾向にあります。また、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険の各特別会計等に対する繰出金も、医療費の増加などによって引き続き高い水準にあり、両者を加えた実質的な義務的経費は高止まりの状態が続いています。

令和 7 年度決算では、扶助費が 604 億円、特別会計等繰出金が 160 億円となっており、今後さらに北区の財政を圧迫することが懸念されています。

なお、平成 26 年度から消費税及び地方消費税の税率が 8% に引き上げられ、また令和元年 10 月には 10% に引き上げられました。増収分は、社会保障 4 経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられています。令和 7 年度決算では、北区の社会保障財源としての地方消費税交付金は 58 億 2,263 万円で、幼児教育・保育の無償化、低所得者の国民健康保険料・介護保険料の負担軽減などに活用しました。

○保育所等の運営経費と入所児童数の推移

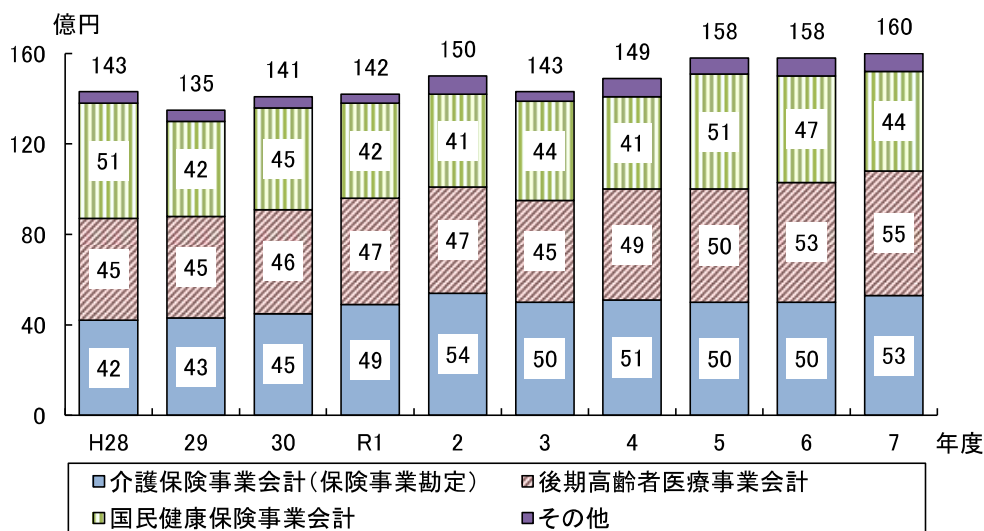


※ 運営経費は、区立・私立保育園、小規模保育事業所、事業所内保育所、区立・私立認定こども園（保育認定部分）、認可外保育施設（認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員）の運営に係る経常的経費の合計で、区立直営保育園・認定こども園の職員給を含みます。

保育所等の入所児童数の直近 10 年間の推移をみると、平成 28 年度の 6,975 人から令和 7 年度は 8,955 人に増加しており、入所児童数の増加、国による公定価格の単価引上げ等により、保育所等に係る運営経費は増加し、引き続き高い水準で推移することが見込まれます。

なお、令和 8 年 4 月 1 日現在の入所児童数は 9,015 人となり、令和 7 年度と比較すると引き続き増加しており、令和 8 年度の運営経費は更なる増大が見込まれます。

○特別会計等繰出金の推移



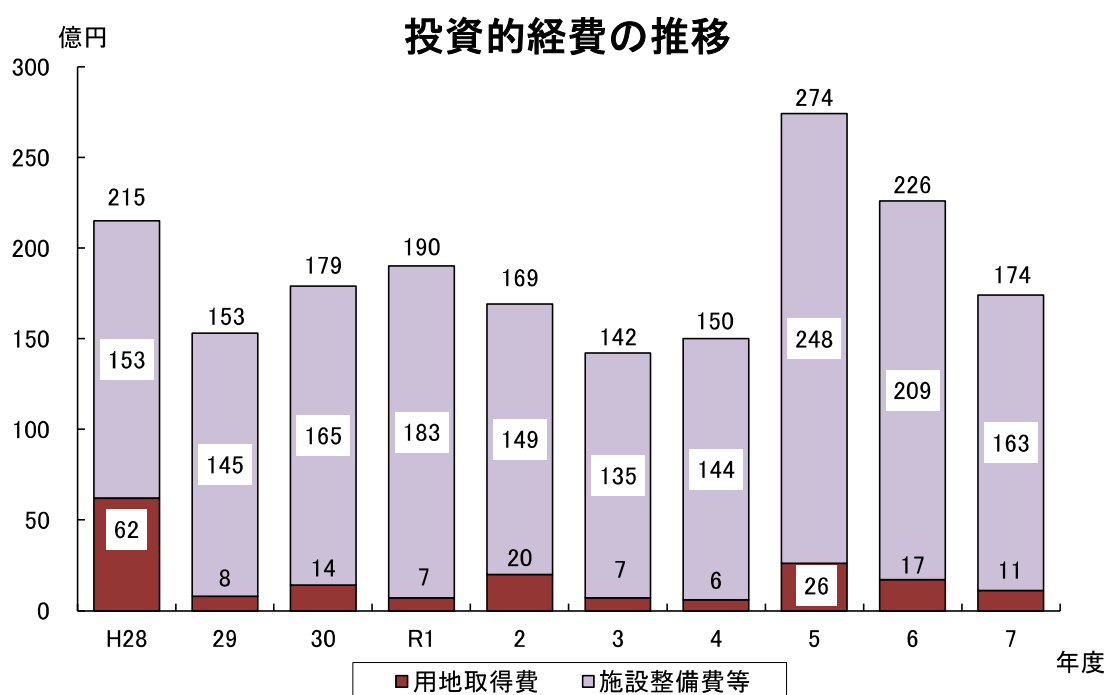
高齢化や医療の高度化などに伴い、介護保険事業会計（保険事業勘定）及び後期高齢者医療事業会計への繰出金は、引き続き高い水準で推移することが見込まれます。

(4) 投資的経費の状況

投資的経費は、事業最終年度となる区営浮間四丁目アパート建設費が増となったものの、十条駅西口市街地再開発促進事業の終了に伴い皆減となったことなどにより、前年度から52億円の減となりました。

今後も新庁舎整備、児童相談所等複合施設や区民センター整備のほか、学校改築や老朽化対応等、多くの区有施設の整備、大規模改修など、さらには駅周辺のまちづくり事業が予定されており、事業実施に必要な財源を計画的に確保していかなければなりません。

また、資材高騰や建設業界等の労働環境改善への対応などにより、更なる建設単価の上昇に伴う予算への影響が懸念されます。



投資的経費は、その年度の事業量により大きく変動する経費であることが、グラフから分かります。令和7年度は、事業最終年度となる区営浮間四丁目アパート建設費が増となったものの、十条駅西口市街地再開発促進事業の終了に伴い皆減となったこと等により、施設整備費などは46億円の減となりました。

また、道路用地等の取得の事業実績が増となったものの、赤羽台西小学校改築に伴う拡張用地の取得の完了などにより、用地取得費は6億円の減となりました。

区が保有する多くの施設は、築30年以上経過しており、大規模改修や建替え、更新などの時期に差し掛かっています。築40年程度が経過すると大規模改修が、築60年程度が経過すると長寿命化や建替えが必要になり、今後これまで以上に多額の大規模改修費用や更新費用が見込まれます。

社会保障費の増大や公共施設等の更新など、今後も歳出需要の拡大傾向が続くことが見込まれる中、限られた財源を有効に活用し、必要な行政サービスを提供し続けるために、公共施設等の総量の抑制や事業コスト、維持管理費の削減などに取り組む必要があります。

4 財源の確保、的確な基金・地方債の運用をめざして

(1) 基金の状況

税収等の大幅な伸びを期待することが難しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、社会経済情勢の変化や将来の財政負担を的確に捉えた計画的で安定的な財政運営が欠かせません。

景気の変動等による減収にも対応し、安定した区民サービスの提供を行うための財政調整基金や地方債の償還を計画的に行うための減債基金、今後の様々な施設計画に備えた施設建設基金などを適切に積み立てて活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件です。

○主要基金の設置目的

① 財政調整基金	年度間の財源調整を行い、区財政の健全な運営を図るため、設置している基金です。平成13年度からは条例に基づき、前年度の一般会計純剰余金の2分の1を積み立てています。経済変動等による財源不足や、災害復旧などの財源として充てる場合に活用します。
② 減債基金	地方債の償還に必要な財源を確保し、区財政の健全な運営に資するため、設置している基金です。地方債残高をもとに計画的な積立てを行うとともに、満期一括償還地方債については、償還年度をベースにした積立てを行っています。
③ 施設建設基金	福祉施設や教育施設（小・中学校を除く。）、土木施設等を建設するため、設置している基金です。
④ 新庁舎整備基金	新庁舎の整備に要する資金に充てるため、設置している基金です。
⑤ まちづくり基金	区の総合的なまちづくりに要する資金に充てるため、設置している基金です。まちづくり全般に備えた積立てを行っています。
⑥ 学校改築等基金	小・中学校の改築や大規模改修などを行うため、設置している基金です。学校改築計画を踏まえ、基金残高や起債による将来負担などを勘案しながら、必要額を積み立てています。また、学校施設跡地の売却益については、基本的に当該基金に積み立てています。

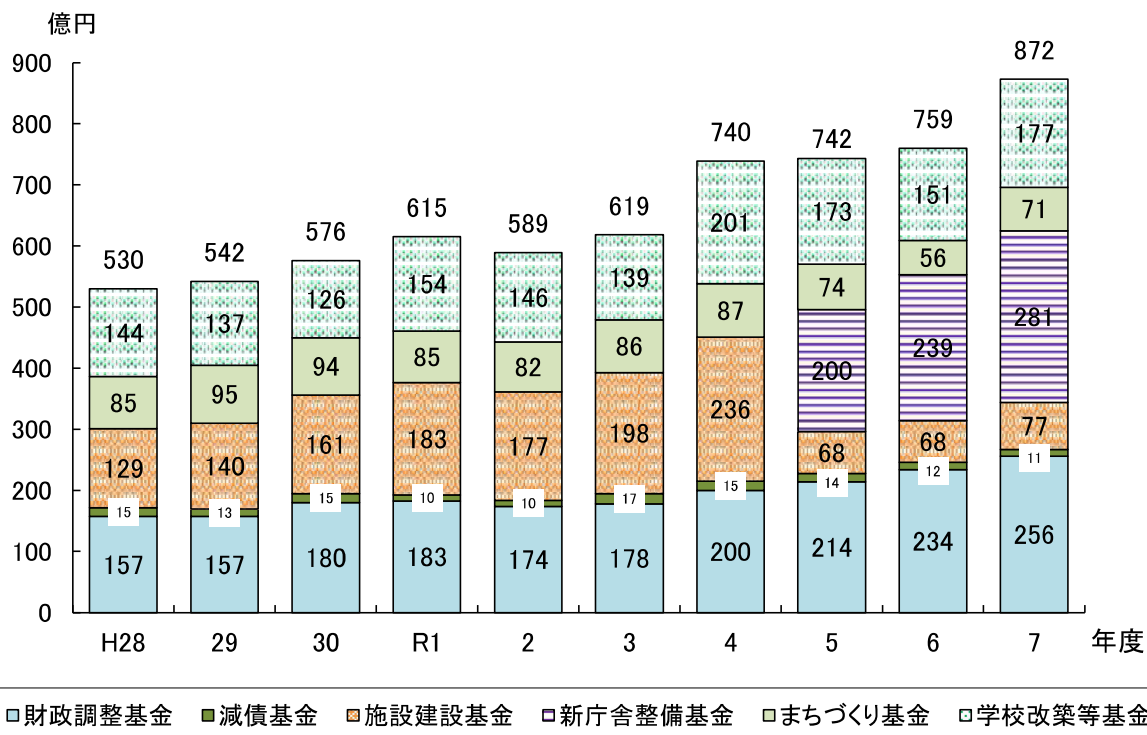
○主要基金の積立て及び取崩しの状況（令和7年度）

（単位：億円）

	令和6年度末残高	積立額	取崩し額	令和7年度末残高
財政調整基金	233.7	52.6	30.0	256.3
減債基金※	12.2	0.2	1.7	10.7
施設建設基金	67.6	9.4	0.0	77.0
新庁舎整備基金	239.2	41.3	0.0	280.5
まちづくり基金	55.7	20.3	5.0	71.0
学校改築等基金	150.8	43.2	17.4	176.6
計	759.2	167.0	54.1	872.1

※ 普通会計では、満期一括償還地方債の償還財源として減債基金に積み立てる額を公債費として計上するため、減債基金残高は実際の残高とは一致しません。令和7年度末における実際の減債基金残高は45.9億円です、主要基金残高は907.3億円です。

○主要基金残高の推移



(単位: 億円)

年度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
財政調整基金	157.2	156.6	179.7	182.7	174.3	178.0	200.1	214.1	233.7	256.3
減債基金※	15.1	13.3	15.3	9.9	9.9	16.6	15.2	13.9	12.2	10.7
施設建設基金	128.9	139.8	160.8	183.2	177.3	198.4	236.4	67.6	67.6	77.0
新庁舎整備基金	-	-	-	-	-	-	-	199.5	239.2	280.5
まちづくり基金	84.9	94.6	93.7	84.3	81.5	86.3	87.4	73.7	55.7	71.0
学校改築等基金	144.0	137.4	126.7	154.4	145.8	139.3	200.5	173.3	150.8	176.6
計	530.1	541.7	576.2	614.5	588.8	618.6	739.7	742.0	759.2	872.1

※ 普通会計では、満期一括償還地方債の償還財源として減債基金に積み立てる額を公債費として計上するため、減債基金残高は実際の残高とは一致しません。令和7年度末における実際の減債基金残高は45.9億円、主要基金残高は907.3億円です。

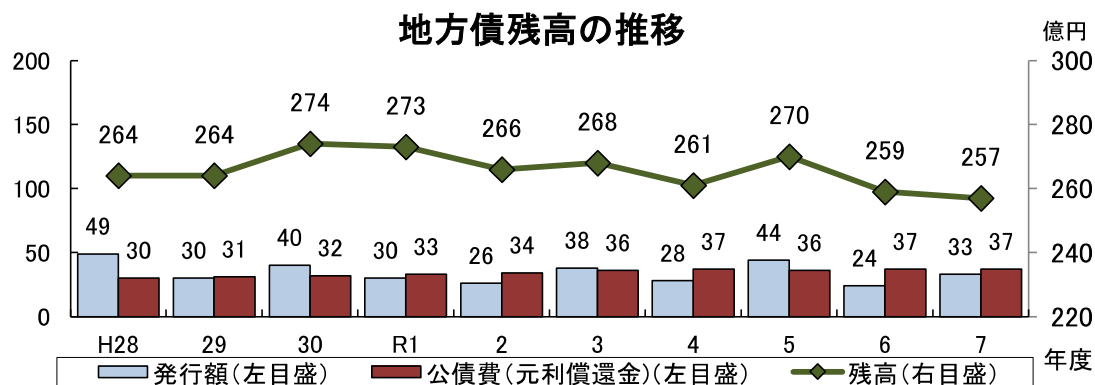
令和7年度末の主要基金残高は872億円となり、そのうち、財政調整基金は256億円となっています。

今後も区民施設の整備、改修やインフラ整備、さらに駅周辺まちづくり等多額の経費を要する計画事業を推進しつつ、物価高騰などによる区民生活への影響にも必要な支援策を講じていきます。

また、「みんなで創る。北区新時代」を基本姿勢として新たに位置づけ、7つの主要政策や計画事業を確実に実施していくため、特別区税等の自主財源の確保を図るとともに、「北区経営改革プラン」をはじめとした行財政改革も進め、基金残高の確保を行うなど、将来を見据えた安定的な財政運営を行っていかねばなりません。

(2) 地方債の状況

地方債とは、将来の区民にも負担を求めるとともに、財源の年度間調整を図るため、区の財産となる土地の購入や公共施設の建設など、一時的に多額の資金を必要とする場合に政府や民間金融機関から借り入れる長期借入金をいいます。令和7年度末の地方債残高は257億円で、区民一人当たりに換算すると7万円の借入となっています。



※ 公債費（元利償還金）には、満期一括償還地方債の償還財源として減債基金に積み立てた額を含みます。

北区では、学校改築や公園整備等の公共施設の整備などに伴い、地方債を発行してきました。令和7年度は学校のリノベーションや改築などのため、33億円の地方債を発行しました。

普通会計では、特別養護老人ホームの大規模改修などが計上されている公営事業会計を含まないため、実際の地方債残高・発行額とは一致しません。令和7年度末における実際の地方債残高は349億円で、令和7年度の実際の地方債発行額は45億円です。

公債費は、おおむね30億円台で推移していますが、今後財源不足額を賄うため、一時的に発行額が増え、地方債残高が増加することが見込まれます。

また、学校の改築等のほか、新庁舎の整備など、多くの施設の更新需要を抱えており、財政の持続性を確保しつつ、計画的に地方債を活用していく必要があります。

〇地方債の発行額及び主な活用事業

(単位：百万円)

平成 28 年度	4,929	社会体育施設建設 (1,980)、区営シルバーピア用地 (1,972) など
29 年度	2,973	学校改築 (2,840)、道路整備 (133)
30 年度	4,003	学校改築 (3,537)、学校用地取得 (315)、道路整備 (151)
令和 元 年度	3,037	学校改築 (2,816)、道路整備 (221)
2 年度	2,581	学校改築 (1,390)、区営シルバーピア建設 (767) など
3 年度	3,757	学校改築 (2,318)、学校リノベーション (1,025) など
4 年度	2,836	学校改築 (2,723)、道路整備 (113)
5 年度	4,449	学校改築 (4,449)
6 年度	2,422	学校改築 (1,665)、学校リノベーション (512)、道路整備 (245)
7 年度	3,257	学校リノベーション (1,648)、学校改築 (903) など

【参考】実際の特別区債の状況

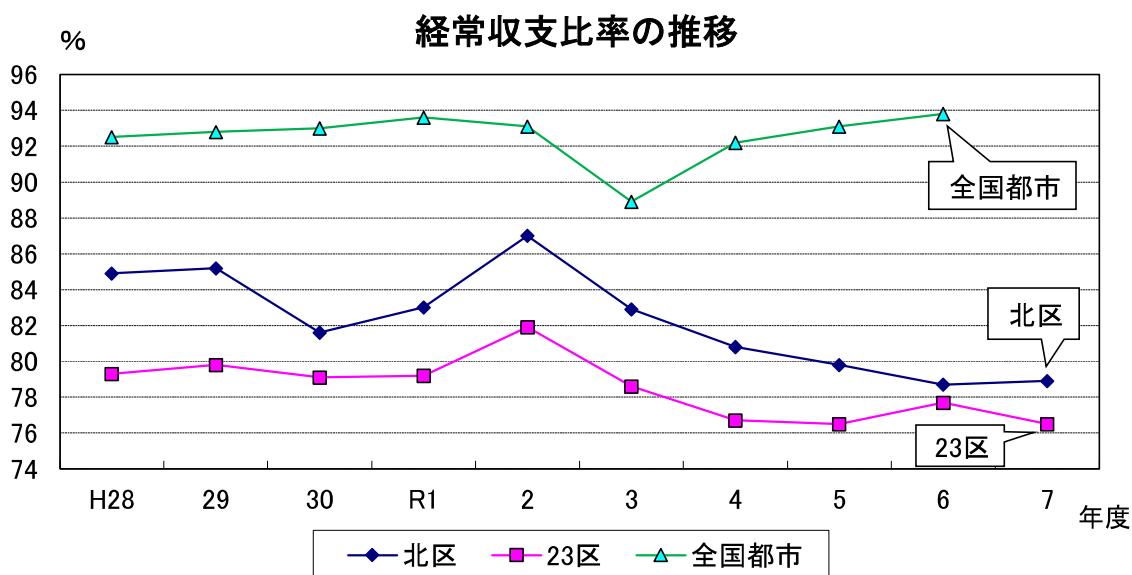
令和6年度末 現在高 (A)	令和7年度 発行額 (B)	令和7年度償還額			令和7年度末 現在高 (A+B-C)
		元金(C)	利子	計	
千円 33,379,295	千円 4,536,000	千円 3,014,385	千円 241,202	千円 3,255,587	千円 34,900,910

第2章 財政収支の現状

1 経常収支比率の推移

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費のように簡単に縮減することが困難な義務的経費や、地方公共団体が活動するために必要な経常的経費に、特別区税や特別区交付金を中心とする経常一般財源等（歳入）が、どの程度使われているかによって、財政構造の弾力性を測定するものです。

令和7年度は、前年度から0.2ポイント増加し、78.9%となりました。この数値が大きくなるほど、新たな施策に対応する余地が少なくなり、財政構造の弾力性が失われることを意味します。このため、収縮対策の充実や、「北区経営改革プラン」の実行に全力を挙げて取り組む必要があります。



(参考) 経常収支比率＝経常経費充当一般財源等／経常一般財源等×100
(おおむね 70～80%が適正水準)

(単位：%)

年 度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
北 区	84.9	85.2	81.6	83.0	87.0	82.9	80.8	79.8	78.7	78.9
2 3 区	79.3	79.8	79.1	79.2	81.9	78.6	76.7	76.5	77.7	76.5
全国都市※	92.5	92.8	93.0	93.6	93.1	88.9	92.2	93.1	93.8	—

※「全国都市」とは、大都市、中核市、特例市及び23区を除く市

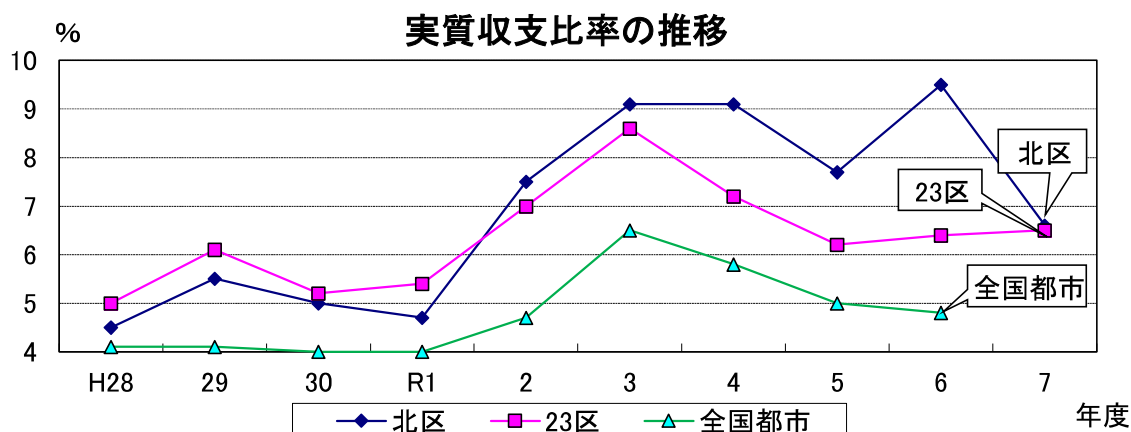
北区の経常収支比率は、前年度から0.2ポイント増加し78.9%となりました。これは、特別区交付金等の増により分母（経常一般財源等）が77億円増加したものの、物件費などの増により分子（経常経費充当一般財源等）が63億円増加したことによるものです。

過去の景気後退期には、経常収支比率が全国都市と比べ急激に悪化したことがあります。北区の財政は、税制改正や景気変動による法人住民税等の動向に大きく左右されることから、その動向を注視する必要があります。

2 実質収支比率、公債費負担比率の推移

実質収支比率は、実質収支の標準財政規模に対する割合で、正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。令和7年度は、前年度から2.9ポイント低下し、6.6%となりました。これは、分子（実質収支額）が26億円減少したことに加え、分母（標準財政規模）が78億円増加したことによるものです。

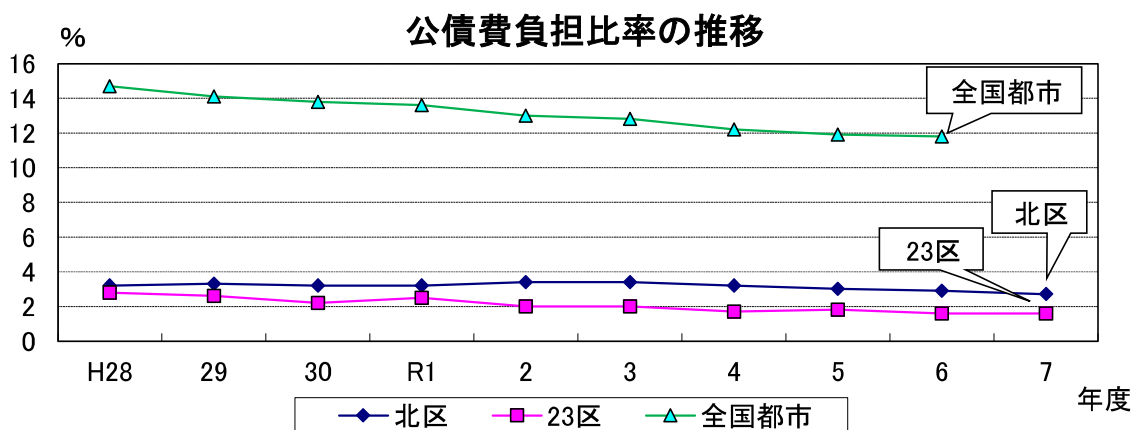
公債費負担比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、比率が高いほど、一般財源等総額に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。北区における公債費負担比率は、着実な償還が進んでいることから堅調に推移しており、令和7年度は2.7%となりました。



(参考) 実質収支比率＝実質収支／標準財政規模×100（おおむね3～5%程度が適正水準）

(単位：%)

年 度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
北 区	4.5	5.5	5.0	4.7	7.5	9.1	9.1	7.7	9.5	6.6
2 3 区	5.0	6.1	5.2	5.4	7.0	8.6	7.2	6.2	6.4	6.5
全国都市	4.1	4.1	4.0	4.0	4.7	6.5	5.8	5.0	4.8	—



(参考) 公債費負担比率＝公債費充当一般財源等／一般財源等総額×100

(単位：%)

年 度	H28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7
北 区	3.2	3.3	3.2	3.2	3.4	3.4	3.2	3.0	2.9	2.7
2 3 区	2.8	2.6	2.2	2.5	2.0	2.0	1.7	1.8	1.6	1.6
全国都市	14.7	14.1	13.8	13.6	13.0	12.8	12.2	11.9	11.8	—

3 財政健全化判断比率の状況

(単位：％)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北区の比率	—	—	△0.3	—
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」となります。

【指標の概要】

・実質赤字比率

標準財政規模（※１）に対する実質赤字の割合です。北区の一般会計等（※２）の実質収支額は 76 億円の黒字であり、「実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

※１ 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標です。実質収支比率等の財政指標を算出するために用いられます。令和 7 年度の北区の標準財政規模は 1,149 億円です。

※２ 北区の「一般会計等」とは、一般会計を指します。なお、これまで「一般会計等」に含まれていた中小企業従業員退職金等共済事業会計は令和元年度をもって廃止しました。

・連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、全会計を対象とした実質赤字額合計の割合です。北区の令和 7 年度全会計の実質収支額等の合計は 108 億円の黒字であり、「連結実質赤字比率」は算定されないため「—」表示となっています。

・実質公債費比率

標準財政規模等に対する実質的な公債費（区の借金の返済金）相当額の割合です。令和 5～7 年度の平均値を使用しています。

比率は△0.3%となっていますが、これは北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額に算入されている公債費等 24 億円を、実質的な公債費から差し引いているためです。仮にこれを差し引かないで算定した場合、3.1%となります。

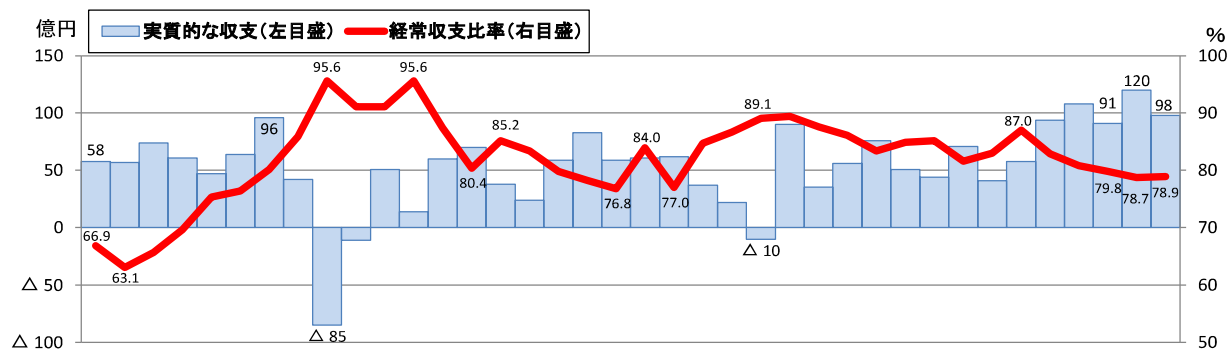
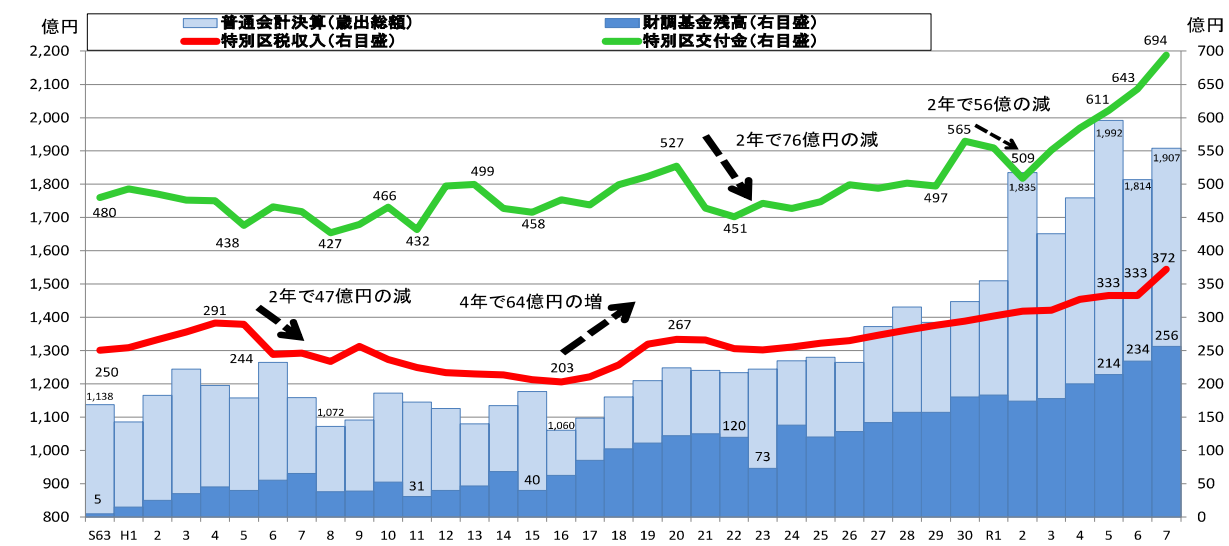
・将来負担比率

標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合です。北区の将来負担比率は、将来負担額に対する充当可能財源等が上回るため「—」表示となっています。将来負担比率の算定では、充当可能財源等に北区が交付されていない地方交付税の基準財政需要額算入見込額の 446 億円を加えています。仮にこれを加えず算定した場合でも、将来負担額を充当可能財源等が上回り、「—」表示となります。

また、充当可能財源には、介護保険料の軽減に用途が限定されている介護保険給付費準備基金や公共料金の支払いのための基金が入っています。

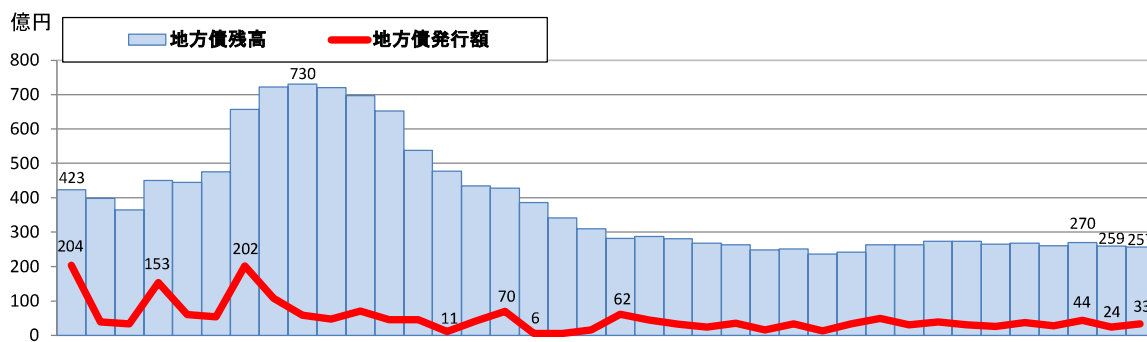
一方で多額の財源が必要となる学校改築経費や、その他の施設の更新経費が将来負担には加算されていません。実際の北区の将来負担額を表しているとは言い切れないものであることに注意が必要です。

4 北区財務年表



(参考) 実質的な収支＝実質収支－財源対策

※ 財源対策：財政調整基金・減債基金の両基金の取崩し額から積立額を差し引いた額及び減収補てん債



年度	S63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
主な出来事	北区財政調整基金創設	消費税率3%導入	北区まちづくり基金創設			北区減債基金創設	先行減税の開始		「ふるさと北区財政白書」発行開始	消費税率5%へ引上げ 地方消費税の導入		北区緊急財政対策	北区学校改革基金創設 都区制度改正	「北区のバランスシート」発行開始						三位一体改革による税源移譲	ふるさと納税の導入 定率減税の廃止	緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（北区）	北区応援サポーター基金創設		消費税率8%へ引上げ 法人住民税の交付税原単位化開始	地方消費税の清算基準の抜本的な見直し					令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）	令和3年度予算編成における「緊急的な財源対策」（北区）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

普通会計決算

コラム1 国による不合理な税制改正（令和8年度税制改正）

区財政は、少子高齢化、社会保障費の増大への対応、建設コストの上昇を踏まえた公共施設の老朽化対応や区有施設の整備、防災・減災対策、駅周辺まちづくりなどに取り組むほか、近年の著しい食料品・エネルギー等の物価高騰や人件費の上昇にも対応しながら、計画事業、7つの主要政策を着実に実施するとともに、目まぐるしく変化する社会経済情勢に合わせた区民ニーズの変化にもスピード感をもって対応していかなければなりません。さらに、大規模な地震や水害、年度途中の急激な税収減の発生時には、機動的な財政支出が必要となるため、一定の財政調整基金残高と一般財源の確保が必要です。

そのような中、国は、「地方創生の推進」と「税源の偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正を繰り返しており、一方的に特別区の税源は奪われています。令和8年度における特別区全体の影響額は4,018億円、北区の影響額は139億円と見込んでいます。

（参考）不合理な税制改正による影響額試算（単位：億円）

影響額	令和8年度	
	特別区	北区
法人住民税の一部国税化	2,358	94
地方消費税清算基準の見直し	472	15
ふるさと納税による区民税減収	1,188	30
合計	4,018	139

※北区影響額は、特別区長会事務局の試算に基づき、各区シェアにより単純推計したものです。

※ふるさと納税による区民税減収の影響額は、令和8年度の数値を使用しています。

東京都を狙い撃ちにした更なる偏在是正の動き

令和7年12月19日、令和8年度与党税制改正大綱において「東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」とされ、更なる税源の収奪が示唆されました。**固定資産税は、都区財政調整の原資である調整税等の一つで、特別区固有の財源であり、区の特別区交付金に影響します。**

※令和8年度与党税制改正大綱（抜粋）

東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。～中略～東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

東京都・特別区の反論

- 令和7年12月19日 特別区長会として緊急声明（更なる不合理な税制改正に断固反対を主張）
- 令和8年 1月22日 小池都知事と高市首相が面会（国と都が地方税制などについて話し合う「協議体」創設で合意）
- 4月10日 「国と東京都の協議会」初会合（「偏在は存在しない」旨、改めて主張）
- 4月20日 小池都知事と片山財務大臣が面会（これまでの都税の地方への再配分と現行地方交付税制度の効果検証を求める）

今後の対応について

固定資産税は、基礎自治体である特別区が、その地域に住み、活動する人々が日々利用するインフラや公共施設の整備・維持管理、介護・福祉などの行政サービスを支える地方税の根幹を成す税です。地方税の本旨である「受益と負担」の関係を無視し、一方的に収奪することは、特別区として決して看過できるものではありません。地方全体の財源不足は、本来国の責任において充実を図るべきです。また、地方税収が伸びているにも関わらず交付税額が増えないなど、現行制度の検証が必要です。

今こそ特別区が一体となり、東京都と強力に連携し、国に対して強く主張していく必要があります。

コラム2 ふるさと納税制度について

ふるさと納税と特別区

ふるさと納税制度による特別区の減収額は、平成26年度には9.2億円だったものが、令和8年度には1,188億円まで膨れ上がる見込みです。

【制度の動き】

平成20年度 制度開始

平成27年度 制度拡大（ワンストップ特例制度の導入・特例控除額の引き上げ）

～以降、返礼品競争が激化～

令和元年度 制度一部見直し（受入れ対象団体が指定に・返礼品の条件が設定される）

令和5年度 制度一部見直し（経費率算入対象経費の拡大・地場産品基準の厳格化）

令和7年度 ポイント等を付与するポータルサイト等を通じた募集の禁止（10月～）

令和8年度 制度一部見直し（寄附金活用可能額を6割以上とし、使途の公表を義務化）（10月～）

特例控除額に上限（193万円）を設定（令和9年1月以降の寄附から）

～依然として特別区からの流出は膨れ続け、抜本的な解決とはなっていない～

本来の目的と現状のギャップ



◎ふるさとを応援するための制度

◎応援する施策に使用するための寄附



▲自治体間の返礼品競争

▲広告等の経費に使用

本来の目的と現状がかけ離れ、制度の意義が見失われている

地方税制におけるゆがみ

○一部の自治体に寄附が集中し、返礼品の経費負担や減収に苦しむ多くの自治体

○高所得者ほど節税の恩恵を受け、生じる不公平

不公平を生み出し続けていく制度で果たしてよいのか

○住民税は、地方自治体が行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合うもの

○現行制度は、寄附金を通じて地方の財源不足を補うために移転を図っている

受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するもの

税収への影響

▲減収額を地方交付税で補填するため、地方交付税の財源を圧迫

▲地方交付税の不交付団体には行われない減収補填 ※特別区は不交付団体

▲ワンストップ特例制度により、国の負担を区が肩代わり

国が補填すべき部分を区が被っている現状は許されない

北区に及ぼす影響

令和8年度の減収見込は約30億円で、1年分の学校給食費無償化、予防接種費を上回る規模です。

○給食費無償化：約18億円 ※区立小・中学校、公立・私立幼稚園等

○予防接種費：約23億円

区民のために使われるはずのお金が減っている。行政サービスへの影響は大きい

今後の対応について

令和7年12月4日、国に対し、東京都、東京都市長会、東京都町村会と共同で要請活動を行い、制度の抜本的な見直しを求め、要望を行いました。

景気の先行きが不透明な中、これまで以上に特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、看過できない状況が続いています。引き続き区長会を通じて国に働きかけ、制度を巡る様々な問題に対処するよう廃止を含めた抜本的な見直しを求めてまいります。

コラム3 金利のある世界

令和6年3月、日本銀行は、物価上昇等を背景に、これまでの金融政策は役目を果たしたとし、7月には政策金利を0.25%に引き上げ、バブル崩壊後の日本で長年にわたり続いてきた低金利政策を転換して、金利の正常化へ舵を切りました。その後も追加利上げが行われ、令和8年6月時点で1.0%まで上昇しています。今後も段階的な引き上げを示唆しており、「金利のある世界」が到来しています。

1. 金利が上がると暮らしにはどのような影響があるの？

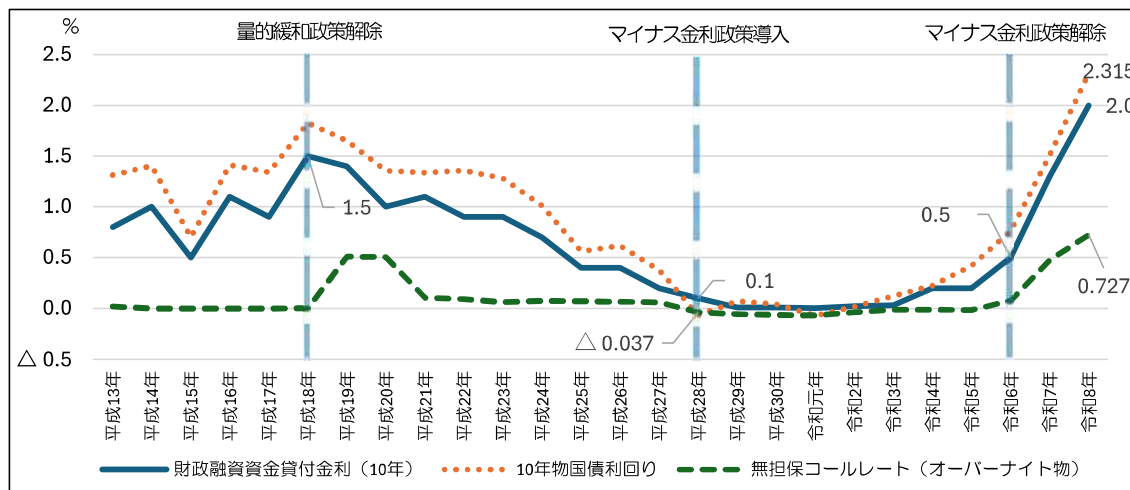
一般的に、家計では、預金金利が上昇して利息が増えるメリットがある一方で、変動型の住宅ローン金利が上昇して利払いの負担が増えるデメリットがあります。また、企業にとっては、資金の借入れ金利が上昇することで、設備投資などに影響します。

2. 自治体の経営にはどのような影響があるの？

一般の家庭と同じように、自治体でもお金を銀行に預けています。北区でも基金に積み立てているお金を定期預金などで預けていますので、預金利率が上がることで、利子収入が増えます。一方で、企業が設備投資を行う場合と同じように、自治体でも施設の整備など投資的活動を行う場合、一度に多額の経費がかかるため、お金を借りています。北区でも毎年度国などからお金を借りていて、借入れの利率が上がることで、将来の利子の支払いが増大します。

借入れ金利の動向

財政融資資金（国の資金）の貸付金利は、「国債利回り」を基に財務省が設定しています。国債利回りは、政策金利や物価に影響を受けますので、政策金利の上昇に合わせて、上昇しています。



注1) 各年4月の数値を掲載しています。

【出所】財務省HP、日本銀行HP

注2) 政策金利は、無担保コールレート（オーバーナイト物）の金利を、日本銀行が〇〇%前後に推移するよう定めた誘導目標値です。なお、日本銀行は、この間、無担保コールレート金利のほか、日本銀行の当座預金残高を〇〇兆円程度となるよう調節する量的緩和政策を行うなど操作目標を度々変更しています。

例えば 10 億円を 10 年間借りると（財政融資資金（国の資金）を元利償還払いで借入れ）

令和 8 年4月に借りた場合：利率 2.0%、10 年間利払い総額 約 1 億 800 万円

平成 28 年4月に借りた場合：利率 0.1%、10 年間利払い総額 約 500 万円

3. 基金と起債をバランスよく活用した施設の整備

区が保有している施設は庁舎をはじめとして古いものが多く、これから順次建て替えや改修を行っていかねばなりません。これまでも将来への負担を考慮しながら、貯金である基金と借金である起債をバランスよく使って計画的に進めてきましたが、今後は「金利のある世界」を前提とした活用のバランスを考えていく必要があります。

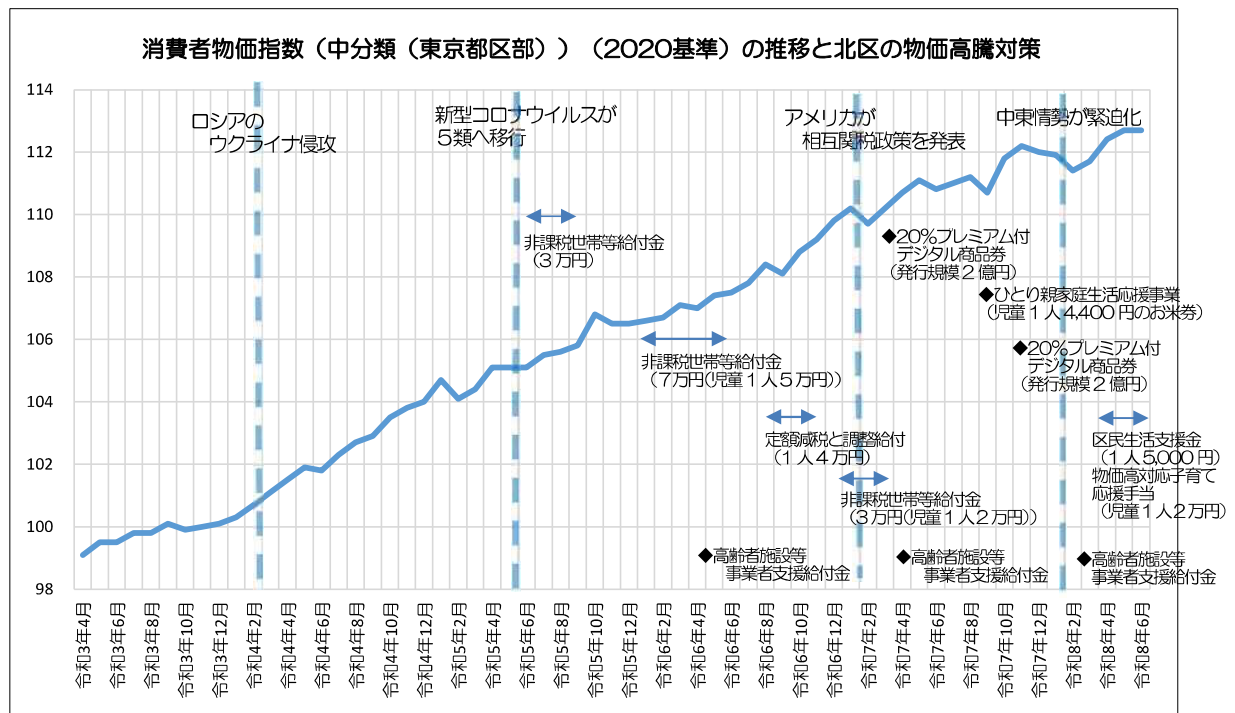
コラム4 予測困難な時代への対応（物価高騰等）

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、国を挙げて感染拡大防止対策に奔走しました。これを皮切りに、ロシアのウクライナ侵攻、記録的円安、米の価格急騰、アメリカが諸外国への相互関税政策を打ち出し、今年に入って中東情勢が緊迫化するなど、社会経済情勢の変化は短期間で目まぐるしく形を変え、予測し難い状況が続いています。

これらの影響による物価高騰に対し、国は、この間、定額減税等の対策を講じ、企業は、2026年春闘で3年連続の5%超えの賃上げ率を記録しました。区においても、地方創生臨時交付金等の財源を確保した上で、特に物価高騰の影響を受ける区民、事業者のための支援策を講じるとともに、官公需契約として適正な請負代金の設定を行うなど、物価高騰への対応を図っています。

＜主な出来事＞

- 令和2年（2020）冬頃 新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- 令和4年（2022）2月 ロシアがウクライナへ侵攻（原材料、原油価格高騰で物価高騰に拍車）
- 令和5年（2023）5月 新型コロナウイルスが5類へ移行（経済活動が再開）
- 令和6年（2024）6月 1ドル160円台後半の記録的円安（輸入価格高騰により物価高騰に拍車）
- 令和6年（2024）夏頃 米の価格高騰が本格化
- 令和7年（2025）1月 アメリカ・トランプ大統領就任（諸外国との相互関税政策を発表）
- 令和8年（2026）2月 中東情勢が緊迫化、ホルムズ海峡が事実上の封鎖



◆物価高騰等に対応した行財政運営

給与等人件費の上昇（P19 参照）や、官公需契約として、物価高や労務単価の上昇に伴う物件費（委託料等）の増（P18 参照）、建設コストの上昇による投資的経費の高止まり（P22 参照）にも適正に対応しています。そうした対応の予算への影響額は、令和7年度当初予算で約59億円、令和8年度当初予算で約61億円と年々増加しています。

限られた財源の中で、社会環境の変化に伴う新たな区民ニーズへの対応等新規・レベルアップ事業の実施や将来への備えに加え、官公需契約として物価高騰等へも適切に対応していく必要があります。持続可能な行財政運営の実現に向けて、これまで以上に歳出削減や歳入確保等不断努力が求められます。



MEMO

第3部

地方公会計制度による 区財政の分析

※現在、修正中

参考資料

※現在、修正中

令和7（2025）年度決算

北区財政白書

令和8年9月発行

刊行物登録番号 8-1-051

編集・発行 北区政策経営部財政課

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

TEL 03(3908)1105（ダイヤルイン）